

いわゆる「密約」問題に関する調査
報告対象文書

(1. 1960年1月の安保条約改定時の核持込みに関する「密約」問題関連)

【注意事項】

- このファイルは多数のページがあります。
- 印刷する際には留意願います。

(昭三三・七・二) 条約

(米軍の配備及び使用に関する日本側書簡案)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十一年九月八日に署名された安全保障条約に言及する光榮を有します。同条約第三條は、アメリカ合衆國の軍隊の日本國內及びその附近における配備を規律する條件は、兩政府間の行政協定で決定することを規定しております。また、千九百五十七年六月二十一日のコミュニケに述べられた合意に従つて設置された安全保障に関する日米委員会は、合衆國によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能なときはいつでも協議することを含めて、安全保障条約に關して生ずる問題を検討する責務を与えられていることが想起されます。

極秘

よつて、安全保障委員会によるその任務の遂行に資するため、日本国政府は、次のことが同政府とアメリカ合衆国政府との間で合意されることを提案する光榮を有します。

▲ 外部からの武力攻撃に対する日本国の安全の維持に協力するため、合衆国軍隊の日本における配備及びその平常時における使用は、日本国の自衛隊のそれと緊密に調整されるものとする。この調整は、安全保障委員会によつて決定される計画を通じて行われる。

協賛協同

■ 合衆国が安全保障条約第一条に基づいて日本国以外の極東の地域における国際の平和及び安全の維持に寄与するためその軍隊を使用しようとするときは、合衆国政府は、それに伴う日本国にも

る合衆国軍隊の配備の変更について、実行可能を限り事前に、日本国政府と協議するものとする。ただし、行政協定第二条第一項にいう施設及び区域は、日本国政府の事前の同意がある場合に限り、合衆国軍隊によりその作戦行動のため、基地として使用されることができらる。

○ 合衆国は、日本国政府の事前の同意なくして、核兵器を日本国内に持ち込まない。これは、日本国内に配備される合衆国軍隊のみならず、同時に日本国内に入る船舶及び航空機にも適用があるものとする。

本大臣は、さらに、貴国政府が前記の日本国政府の提案を受諾されるときは、この要約及び要約を説明される閣下の返答は、両政府

閣の合意を構成するものとみなすことを提議する光榮を有します。

1

極秘

昭和三十五年六月

日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯

アメリカ局安全保障課長

目次

- (一) 三十三年九月藤山大臣ダレス國務長官会談に至る経緯 一
- (二) 三十三年十月四日より十一月二十六日に至る経緯 九
- (三) 三十三年末より三十四年三月二十日に至る経緯 二二
- (四) 三十四年三月下旬より五月初旬に至る経緯 三一
- (五) 三十四年五月中旬より六月下旬に至る経緯 四二
- (六) 三十四年七月より新条約署名に至る経緯 五六

補遺

七五

(一) 三十三年九月藤山大臣ダレス國務長官
会談に至る経緯

一、日米安全保障条約改訂は鳩山内閣以来歴代内閣の懸案であつたが、昭和三十二年六月の岸総理大臣訪米の際にも日米間の安全保障問題は最も重要な議題としてアイゼンハワー大統領との間に取上げられ、その結果、日米安全保障委員会を設け、安全保障の分野における日米両国の関係を「両国の国民の必要及び願望に適合するよう今後調整することを考慮する」ことに合意された。

二、同年八月に発足した安全保障委員会は、極東の軍事情勢の検討や米軍の撤退に伴う諸問題の処理について話合の場を供すること

となつた次第であるが、安保条約自体の改訂問題にまで触れることはなかつた。然る処、翌三十三年五月の衆議院総選挙の前後より、日米間の最も重要な問題である安全保障関係について基本的な話を試みるべきであるとの気運となり、本省事務当局においてその具体的準備を進めた。

三、右の準備において、基本的な問題は、わが国の安全保障の基礎を米國との共同安全保障体制の上に置くとの大前提に立ち、米軍の急速なる撤退と自衛隊の漸進的育成という現実の事態に如何に対処して行くべきか、すなわち究極的には米國の日本防衛義務を如何にして条約上確保するかということであつたが、更に従前國

内で絶えず問題となつて来ている核兵器持込問題、在日米軍の作戦的出動の問題等を如何に手当てするかの問題も解決しなければならなかつた。かかる見地から草案として取纏められたものが五月二十四日付「大臣より米大使に懇談すべき当面の安全保障問題について」である。

四 総選挙後の第三次岸内閣は六月十二日に発足したが、この間本省内においても逐次準備を進め、七月十八日の外務大臣米大使会談において先づ日本側より安全保障問題に関する見解を披瀝すべき旨を打合せた。而して同月三十日の会談において、大臣より、(1) 共同安全保障体制を充実する問題として(1) 自衛隊と米軍の協力

4

の基本関係、(2)在日米軍配備に関する協議、及び(3)軍事援助について、又(4)安保条約体制に関して調整すべき問題としてはいわゆる相互援助型の条約の問題は猶慎重研究を要するも、当面の問題として(1)在日米軍の日本地域外使用の問題、及び(2)核兵器の問題を挙げてわが方の見解を説明した。この会談において大使は、日米安全保障関係を持続性あり且信頼性ある基礎に置く見地より、日本側は日本憲法の範囲内において相互援助型の新しい条約を結ぶことが若し可能であるとしたならばそれを希望されるか、あるいは左様な新条約が可能であるとしても猶現行安保条約によりつつ補助的取極をもつて個々の問題を処理して行くことを適当と認

められるや、との質問を提起した。この問題は政治的に極めて重大な問題であるので、同日の会談においては大臣より総理と篤と話し上回示すべき旨を留保した。

再 その後偶々勃発せるレバノン事件のための国連緊急総会出席のため、大臣は八月十三日より二十四日まで東京を離れたが、同二十五日、総理を交へて大臣、大使の会談が行われた。この会談において、総理は、条約を根本的に改訂するということになれば国会において烈しい論議が予想されるが、烈しい論議を経てこそ日米関係を真に安定した基礎の上に置くことが出来るのであつて、出来れば現行条約を根本的に改訂することが望ましい旨を強調し、

もつとも新条約のため著しく時日を要するならば現行条約はその儘として補助的取極により個々の問題を処理して行くの他なかるべき旨を附言した。すなわち新条約の交渉は、現実には右八月二十五日の総理、外務大臣、米大使の会談をもつて発足したものと謂うことが出来るが、次いで米大使は大臣訪米準備のため、九月五日一足先に帰国の途についた。

六 外務大臣は九月十一、十二の両日ダレス國務長官と会談したが、安全保障問題は十一日の会談で取上げられた。大臣より日本内外の情勢の変化もあり安保条約問題を再検討すべき時期であると認める旨を説明し、その方法として新条約か、条約改正か、あるいは

7

は補助的取極によるかが考へられる処、精神としては新条約を作つて国会等において充分論議を尽し、これを通り越えて日米関係を真に安定した基礎に置くことが望ましい旨を説いた。これに対し、國務長官は、日本政府が米國との共同安全保障関係を維持しこれを如何に改善して行くかを問題としているものなることを多とすると前置きし、米國政府は若し第一の方法が困難であるといふ場合は第二又は第三の方法に戻るべきを留保しつつ第一の方法の可能性を探求する用意ありと確言し、國務国防両省で研究の上上院關係方面とも原則的な話合を行い十月勿々には東京にかいて討議を開始し得る見込なりと述べ、更に米國が新条約に

8.

おいて現に条約上有する権利を自ら制限し而も条約上充分な代償なしに新に大きな義務を負わんとする所以のものは米國が法律の權利義務關係よりも精神的紐帶を尊ぶが故に他ならず、その氣持は日本國民に分つて貰いたい所であると結んだ。

9
三十三三年十月四日より十一月二十六日に
至る経緯

一、外務大臣は九月二十七日帰京したが、降つて十月四日総理、外務大臣、在京米大使の会談が行われた。この間事務当局においては新条約に関する腹案に付準備を進めていたが、同日の会談において米側は新条約案並びにいわゆるフォーミユラ案を提示すると共に、国連軍との協力に関する吉田・アチソン交換公文存続に付確認を求めた。

二、新条約は日本憲法と抵触しない相互援助型の条約という命題を
与へられていたものであつて、新条約により米國が日本防衛義務
を負うという点が尠くとも米側から見れば安保条約に対比した場

10.

合その核心的な問題であるから、米側が新条約案として提案するものは、米國が既往において与國と締結して来た相互援助条約の形式を踏襲するであろうことは米國の政府と議會の關係よりしても固より予想される所であつた。而して十月四日米國案は正しくその趣旨で起草されたものであつて、爾後の条約に関する交渉は米側の固執する既成の型と日本憲法上の要請を如何に調整するかということが一つの眼目となる訳であるが、右草案における日本憲法との關係に就ては、第五条において憲法手續の留保があるから、日本は海外派兵等憲法上許容されないことは何等義務を負うこととならず米國も期待しおらずとの説明であつた。次にいわゆ

るフォーミューラは日本側が重視している核兵器持込問題及び日本施設の作戦使用問題に就てこれを協議事項とするものであつて、米側はこの種の問題は行政府の専管事項であるから政府間の交換公文とする要ありとしてその骨子を提案せるものである。又吉田・アチソン交換公文は、米側においてはこれを平和条約の附属文書として取扱つてゐるため、その存続を確認し置く要ありとのことであつたが、右は米上院方面において朝鮮における不測の事態に対処することを非常に重視してゐる現れとも受取れた。

三、前記新条約米側草案は、第五条において形式的に相互援助の形を整へ、更に第六条において米軍の日本の施設区域使用を規定し

ている処、彼我の軍事力の実情よりするも將又米側は日本の憲法の許容する以上の何物をも期待せずとしていることよりも、条約上の權利義務の均衡は、實質的には米国の日本援助義務と米軍の日本の施設区域使用に求められるべく、兩々相俟つて双方の利益に合致することとなるという考へ方であることは明らかである。加うるにわが方においては条約地域の決め方に関して憲法的政治的に極めてむづかしい問題があるので、先づ第五条を如何にすべきが最も重要な問題となるのは当然である。すなわち、

(1) 太平洋地域の米領土を条約地域に含める場合は、先づこれに対する攻撃をわが国に対する危険と認めること自体に憲法上の

問題があり、又その防衛のためわが方の施設区域の使用を許与することは既に第六条において約束することであるから右以外に第五条に基くわが方の援助内容如何という議論を招来すべく、更にこれを条約地域に含めることは実質的意味なきに拘らず一
世論には日本が新に大きな軍事的義務を負つたとの印象を与
しることとなるを避け得ざるべく、

同 沖繩小笠原については、これを条約地域に加へる場合は米國
の施政下にある地域として入つて来るのであるが、これを条約
地域から外すことは国民感情上その他種々の難点あるも、他面
これを含める場合は前記太平洋地域の米領土の場合と同様具体

的援助内容如何の問題を招来すること必至であり（日本が沖縄に關し何等かの具体的措置をとる場合の法律問題に關し三十三年十月の衆議院内閣委員会等において総理のいわゆる「米国の施政權が凹む」との議論となつた）、更に米國が平和條約において日本から施政權を取上げている地域について日本が米國に對して防衛の義務を負ふといふことは不当であるといふやうな議論から施政權返還問題を給んで來ることも予想される所である。

連般の事情は累次米側に説明を試みると共に、最も實情に則した規定の仕方として、條約地域は日本のみとし、沖縄小笠原に關し

ては、これに対して攻撃があつた場合は日本は米國と協議の上適當な措置をとることが出来るものとする形も研究されたが、結局わが方としては条約地域を日本のみとすることが最も適當なりとの結論に達した。米側が結局において条約地域を日本の施政下の地域のみとすることに応じたのは、太平洋地域に關しては日本の憲法的政治的問題より到底含め得ずと判断^断し、又沖繩小笠原に對しては、これを含めることにより施政權返還問題を刺戟する位ならば寧ろ外すに如かずと認めたのではないかと思われる。

四 条約地域の問題と並んで先づ問題となるのは米草案第三条のいわゆる「ヴァンデンバーグ条項」である。本条項は米側は相互援

16

助条約に不可欠の条項として極めて強く固執することが予想されたが、わが方の憲法解釈上日本が保持し得る自衛力は日本を直接に防衛する最少限であるとすれば個別的及び集団的能力を維持発展させるといふことはその儘では憲法の範囲を逸脱すると解される懸念を生ずる訳である。更に原案末段において間接侵略に言及した点も問題あり、わが方としては第三条の如き規定は置かざることを最も適当とする次第である。

兵 米側の草案に関しては、前記諸点の他、(1)第二条の政治経済協力条項は趣旨としては結構なるも結局は実体なき見せかけなりとの批評を受けるべきに鑑み寧ろ無用の規定なりとも思料され、(2)

前文及び第四條の「太平洋地域」は一般世論に対する關係を考慮せばこれを「極東」とすることが望ましく、(ハ)期限に関する第十條は期限の定めなしとする形は面白からず又十年の点も検討を要すると認められた。

六 十月四日の米側フォーミラ案に関しては、「協議」を「事前協議」に改めると共に「その時の状況に照らし」を削除せる他若干の修文を行い、これを議定書の形に整へた案を作成した。

七 行政協定の問題に関しては、米側の考へ方は安保条約に基づく行政協定を新条約第六條によりその儘存続せしめんとするものであつた。然る処、行政協定は安保条約に基づく協定であつて後者の失

18.

効と共に消滅するものであり、依つて新条約によりこれをその儘
存続させることは法律的に不可能であると解された。新条約の下
においても固より行政協定に代る協定が必要であり、更に従来の
経緯に徴し斯かる新協定は国会承認の対象とする必要があると認
められる次第であつたが、その方法としては、(1)改正すべき点は
改正して新しい協定を作るか、(2)条約が變つたことから必要とな
る技術的修正のみを施して当分それによることとするか、或は(3)
追つて全面的改訂を行つとの前提で技術的修正を施したものを暫
定的に準用することとするか、(4)三者が考へられる処、(1)は時間
的余裕なく、(2)は政治的に困難であり、結局差当り(3)に依るの他

なしとのことで、米側に対しては先づいを提案することとなり、なお実質問題としては防衛分担金条項の削除を要請する旨併せて提案することとなつた。

ハ 新条約の交渉は当初は概ね三十三年末からの通常国会に提出することを目途として進められていた処、与党内の事情並びに特に同年秋の臨時国会における警職法問題に発する政局の混乱によりスロー・ダウンされていたが、十一月二十六日の外務大臣在京米大使の会談において上述の諸点を纏めて米側に提案した。提案は書面を以て行われたが、右は日本政府の対案という性質のものではなく、討議の基礎として為されたものである。大体の考へ方は十

一月五日付「安全保障に関する日米新条約案（三三、一一、四）」に関する説明に述べられているが、二十六日の文書は十一月四日 起案を基礎に更に改訂を加へたものである。二十六日の会談における米側の応酬を要約すれば、(1)条約地域の問題は他の総ての点が満足に解決すれば米側も日本案を受け容れる可能性なきに非るべきも、米国の援助義務の表現に関する日本案は受諾し難く原案に復す要あり、(2)ヴァンデンバーグ条項は若干の修文を行うとしても存置絶対に必要なり、(3)政治経済協力条項は是非存置を希望す、(4)行政協定の存続は寧ろ新条約の前提要件であつて新条約が出来てから又々行政協定の改訂交渉をやるといふ様なことは到

底意に難く若し日本側でその大幅な修正を考慮しおらるるならば
条約交渉打切りの他なし、ということであつた。

（三十三）三十三年末より三十四年三月二十日に
至る経緯

一、三十三年末にかけて国内においては主として沖縄小笠原の取扱
に関する党内調整に明け暮れたが、米側との間においてはヴァン
デンバーグ条項及び行政協定の問題に就て話合が進められた。前
者に関しては「個別的及び集団的能力」を単に「能力」としてこ
れを複数形とすることにより憲法上の難点を回避する案も検討さ
れたが、なおわが方として充分な案には達しなかつた。又行政協
定に就ては十二月十六日の外務大臣在京米大使会談の際も詳細討
議されたが、米側は元々行政協定がその儘存続することが新条約

交渉の前提条件であり、若し行政協定の内容に立入つて交渉するとならば交渉の前提が崩れる上に、一度手を触れれば二年三年の交渉となり、条約交渉も見送るの他なしと強調して前途極めて困難なるを思わしめた。右米側の言分は年初来の経緯に徴すれば尤もなる次第であり、本来行政協定は極めて技術的性質のものであつてわが方としても当初はその改訂を正面から取上げる意向はなかつた所である。然し乍らわが方としては行政協定に代るべき協定は新条約と共に国会の承認を求めらるる必要がある事情を背景として与党内一部からも事の性質を充分詳にせずして行政協定全面改訂論も唱へられて来る事情となり、わが方の内政問題に発する条

約交渉の遅延に伴つて三十四年に入つて逐次米側を行政協定改訂交渉に引ずり込んで行くこととなつたのである。斯くして交渉は、(1)条約地域、(2)ヴァンデンバーグ条項、(3)政治経済協力条項、(4)期限、並びに(5)行政協定の取扱の問題を抱えて歳を越すこととなつた。

三 三十四年に入つて国内において党内調整が迂余曲折している間、本省においては行政協定に関する本格的検討を進めると共に、一月末より関係各省に対する話合に着手した。既述の如く行政協定を条約の変更に伴り技術的修正のみを施して国会の審議に供することは政治的に困難であり、近き将来における全面的再交渉を前

提とする行政協定の暫定的準用は米側の容れ難き所であり、他面わが方関係方面における行政協定全面改訂論は逐日強化される趨勢にあり、兎も角後日問題となるべき諸点はこれを洗い出して対処することが必要となつた。斯かる情勢の下に本省においては条約局を中心としてナトの駐留軍の地位に関する協定、国連軍協定、米比協定、ボン協定等を参酌しつつ基礎的資料として行政協定の各条に亘る全面的改正案の作成を試みると共に、一月末より二月初の間アメリカ局において大蔵、防衛、調達、法務、労働、郵政、運輸、警察、建設、農林、水産、通産、海上保安、地方自治、経済企画、内閣審議室の各省庁を歴訪し、当該各省に

26

おいてこの際は是非手を触れる要ありと認める要望事項の提示方を申入れた。条約局を中心とする検討の結論は二月二十四日付の資料に纏められ、又関係各省の要望を整理せる所は二月十九日付「行政協定調整に関し関係各省より提示された問題点」の通りである。

三 この間条約に関してもヴァンデンバーグ条項に関連する憲法問題その他に就て検討を進めたが、その結果に基き、(1)第一条に国連強化の趣旨を加へ、(2)政治経済協力条項を復活し、(3)ヴァンデンバーグ条項は修文の上復活すると共に、(4)憲法に関する留保条項を別条第八条として置くこととし、(5)条約地域は日本の施政下の地域とするが援助義務の表現は米側原案に復し、(6)期限は一応

十年とするも国連の措置に関する安保条約と同一の趣旨を以て「期限の定めなし」とする表現に代へる、等の修正を施した案を作成した。

四 行政協定に関しては、三月六日の外務大臣在京米大使の会談の際米側はその受諾し得る改正点を盛込んだものとして一案を提示すると共に、合同委員会における諸取極を新協定下にも引続き存続させるよう同意を求め越した。但し協定に関し米側が同意し得べしと申出た所は少数の表現上の点のみであつて、わが方の意図せる所とは著しくかけ離れたものであつた。斯くて米側も協定に関する若干の調整には応ずるの他なしとの態度を示すに至つた。

28

であるが、わが方に対しては、或程度進んだ所で更に新しい要求が出るのでは際限がないことになるから、具体的な話合に先立つて先づ日本側の要望する最大限を提示して貰はなければ話にならずとの態度を強調した。従つて前記本省の検討並びに関係各省の要望を整理した結果に基き如何に交渉を進めて行かに付苦心を重ねたが、結局わが方の総ての要望事項を整理して五十七点とし、先づこれを「問題点」として総て米側に提示すると共に、その中本省において可能なる交渉の限界その他諸般の事情を慎重考慮してこの際是非交渉の対象とする要ありと認められる諸点に付、性質上自明なものを「調整」、多少とも実質に触れて説明の要ある

29

ものを「修正」として撰別し、特に「調整」及び「修正」に付米側の考慮を求めるとした。

再 条約と協定の交渉は何の途これを一括して進める必要があつたことは交渉経緯よりするも又米側特に国防省当局が行政協定を重視していることよりするも自明であるが、三月二十日の外務大臣在京米大使の会談において、前記三の趣旨の条約案、フォーミュラに関する議定書案、行政協定に関する「問題点」「調整」「修正」並びに「解釈問題及び懸案」の諸文書を一括米側に手交した。斯くて行政協定の交渉も兎も角軌道に乗ることとなつたが、在京米大使は、協定に関するわが方の要望をその儘本国政府に伝達した

30

のでは軍当局を交へた作業となり長期を要する交渉となつて日本側の期待に添へざるのみならず条約交渉自体を流産と見らしめる惧あり、依つて先づ東京において討議してワシントン説得すること確実なるもののみに限定して行く要ありとの態度をとり、大使自身は東京において日本側並びに在日米軍の間に狭まれる立場に自らを置くこととなると共に、爾後協定に就てはその一字一句までも大臣大使の間でなければ話が進められないという形の交渉となつたのである。

四三十四年三月下旬より五月初旬に至る
経緯

一、 条約交渉に関する党内調整は四月に入つて漸く党総務会の決定まで漕付けける等のことがあつたが、六月二日の参議院選挙を控えて出来る丈早目に新条約の要綱を発表して選挙戦に臨み度いといふ必要や、七月上旬に予定された総理の中南米歐洲訪問旅行に先立つて六月下旬には新条約新協定の署名を了し度いとする必要から、交渉交渉の促進に就ては引続き努力が傾けられた。斯くて三月二十日の文書の基礎の上に、同二十八日、四月一日、二日、八日、十一日、十三日、二十三日、二十五日、二十八日と外務大臣

在京米大使の会談が行われ、その結果取纏められた条約案、協定改正案並びに関係文書は改めて一括して四月二十九日夜在京米大使よりワシントンに請訓された。この間の交渉内容は概ね下記の通りである。

二、 条約関係

(1) ヴァンデンバーグ条項

米側は「個別的及び集団的」の削除及び「能力」の複数化には同意していたが、「単独に及び共同して」の存置は強く固執した。依つて三月二十八日、四月一日、二日と話合つた結果、「単独に及び相互に協力して」との代案で考へることとした。

(四) 憲法留保条項

米側はこれに同意していたが、わが方はこれを置かない場合は第三条に憲法留保を置く他、第五条の「憲法の手続」に「規定」を追加する要ある旨を示して置いた。

(五) 協議条項

主として国内の間接侵略条項除去に反対する向きに対する手当を考慮する見地より、四月十一日、協議条項に極東の平和と安全が脅威された場合のみならず「日本の安全に対する脅威」の場合も追加することとした。

(六) 期限条項

米側は「期限の定めなし」の表現を固執していたが、国連の措置云々を加へることにより、四月一日わが方案に同調した。なお廃棄通告条項に関し、十三日の会談において据置十一年と解されるべき旨確認された。

(4) フォーミュラ

米側は議定書形式は議会承認の対象となるが故に難色ありとしたのでこれを交換公文形式とすることとした。なお三月二十八日の会談で(1)米軍の日本出入に関する現行手続に変更なきこと、(2)装備は核兵器のみを指すこと、(3)撤退は事前協議の対象とならないこと、(4)基地使用の事前協議は日本の基地から行われ

る日本外のコンバット・オペレーションに限ること、の四点到付確認を求め、四月九日これを文書に整理して送付越した。

（沖繩小笠原

沖繩小笠原はその施政権返還の暁には条約地域に入つて来ることは自明であるが、国内にはその点の手当と共に潜在主権を確認し置くべきなりとの論もあつたので、これを条約とは別個の文書として残すことを考慮し、四月二十三日の会談で一筆を提示したが、米側は潜在主権問題に触れるなら米側は一九五二年の岸アイゼンハワー共同声明と同様に極東の緊張継続する間は米國は沖繩を保持する要ありと述べざるを得ざるべしとて

二十五日代案を示す所があり、具体的結論には達しなかつた。

三 行政協定

(1) 協定本文

三月二十日のわが方「調整」及び「修正」案に対しては米側は二十八日の会談において極めて消極的且強硬な反応を示し、その後各点に亘り大臣より強く米側に押返した。主として問題とした点は、(1)施設区域提供に関する第二条一項の表現、(2)施設区域の内外における米軍の権利に関する第三条、(3)通関に関する第十一条、(4)労務に関する第十二条、(5)特殊契約者に関する第十四条、(6)民事請求権に関する第十八条、(7)予備役訓練に關

37

関する第二十二條、等であつたが、凡その状況は四月十五日付「^行政協定調整に関する件」に要約されたとおりである。斯くて或るものに就ては協定の字句はその儘として新に合意議事録を置くことを提案し、又或るものに就てはわが方の問題点を解説してワシントンにおいて対案を考へしめるとの方策をとる等、交渉は難航を極めたのであつた。

(四) 協定発効条項

新協定は形式上は新条約から独立の協定となる処、米側は新協定が発効せざる儘新条約が発効し得るよりの理論的可能性を残さざるより希望していた。この問題は實際には条約の発効条

項に手を触れざる限り完全な解決は得られない次第であるが、四月十一日、二十三日、二十五日、二十八日と回を重ねて漸く先方も納得する形に作り上げた。

(イ) 合同委員会の取極

本件に関する三月六日の米側提案にかかる交換公文案は、合同委員会の取極を政府間の取極に引上げる底のものであるので、これを合同委員会の取極として承継する趣旨に改めることとし、四月十三日、二十三日、二十五日と話合つて内容を改めた。

(ニ) 合意議事録

合意議事録に就ては形式内容共幾多の問題があり、これを全

部書き改めることが最も望ましいが、行政協定自体の交渉が難航している際にそこまで持つて行くことは実際問題として不可能であつた。この問題に就ても四月十一日、十三日、二十三日と話合つた上、二十五日の会談で現存議事録は新しい合同委員会のガイドダンスとするという案を提案し米側の同意を取付けた。なおその場合は今回の交渉により合意される議事録は別個の文書となる次第である。

四 吉田・アチソン交換公文

斯くて四月二十八日の外務大臣在京米大使の会談の結果は(1)条約案、(2)フォーミュラ案、(3)協定案、(4)新議事録案、(5)旧議事録

40.

に關する交換公文案、(ハ)合同委員会諸取極に關する交換公文案、
の六種の文書に取纏められることとなるが、次いで五月四日米側
より吉田・アチソン交換公文の取扱に關し申入があつた。本件は
前年十月四日の会談の際或程度事務的に話合つた儘になつていた
ものであるが、八日の会談において討議の結果、(1)を件交換公文は
国連軍協定が存続する限り存続すること、(2)国連軍として行動す
る場合も米軍は新条約新協定の規制を受けること、を内容とする
交換公文案、並びに附屬文書として(1)吉田・アチソン交換公文は
朝鮮事變のみに關するものなること、(2)同交換公文の「サポート」
は補給活動の意味であつて作戦行動は含まず従つて米軍に事前協

44

議なしに作戦行動を行うことを認めるものに非ること、を内容とする文書に付、米側は請罰することを約した。

第三十四年五月中旬より六月下旬に至る経緯

一、外務大臣は五月十二日より十九日に亘る間ヴェトナムとの賠償協定調印のため東京を離れたが、四月二十八日の条約案に対する米側の回訓は五月十一日に、又行政協定に関する回訓は十六日に夫々わが方に伝達された。同月下旬にはダレス國務長官が長逝して大臣は二十五日より三十一日の間故長官の葬儀参列のためワシントンに赴いたが、一方総理は七月十二日中南米及び歐洲訪問に出発する予定になつていたので、わが方より新条約は右に先立ち六月末乃至七月勿々に署名を了し度き旨を申入れ、五月半ばより六月に亘り交渉を急いだ。斯くて六月二日の参議院選挙の翌三日

より、九日、十日、十二日、十五日、十七日、十八日、十九日、二十日と会談を重ね、条約關係に就ては彼我の間に最終的に意見の一致を見、又行政協定關係に就てもわが方の決断次第で兎も角も取纏め得べき状態に到達したのであるが、二十日を過ぎてわが方において諸般の事情より卒然として署名延期のことに決めたので、六月二十六日先方に対してその旨を通告して了解を求めた。

二、条約に関する交渉

(4) 五月十一日、米側は対案として(1)前文、第四条及び第六条の「極東」を「極東及び太平洋地域」とし、(2)第三条の「能力」に「個別的及び集团的」を復活し、(3)第八条の憲法留保条項は

削除し第五条の「憲法の手続」に「規定」を加へる、の三点を
申越した。

(四) 「太平洋地域」の問題は、米側は、新条約において日本の米
国援助義務なしに米国が日本援助義務を引受けることからして、
米上院を説得するためにも将又相互援助関係にある与国に対し
て日本だけを特惠扱するやの感を与へぬためにも是非復元する
要ありと強く主張したが、最終段階に至つて十八日漸くその削
除を承諾した。

(五) 「個別的及び集團的能力」を「能力」(複数)とすることは
九日先方これを受諾した。

(二) 最も難航を極めたのは憲法留保条項及び第三条の表現の問題であつた。すなわち米側は、第八条の如き憲法留保条項を置くことは米国の政府をして自ら米国憲法の解釈を行う立場に置くものであり、右は司法権の干犯であつて絶対に同意し難しと爲し、第八条を削除する場合は第三条に「『憲法の規定に従つて』維持し發展させる」との字句を置くことは検討し得べきも、それ以上の譲歩は全く不可能であると固執した。依つてわが方としては第三条の字句の改善に付更に研究を重ね、六月十日憲法が消極的趣旨であるのに則して「憲法上の規定に従うことを条件として」との字句を提案した。米側においてはなお相当な難

色があつたが、結局十八日に至つてこれに同調した。

(4) 斯くて条約案文に就ては最終段階に至つて米側も歩み寄りを示し、六月十八日に最終的な合意に到達した。

三 フォーミュラに関する交渉

(1) 五月十一日米側は

(1) 「その時の状況に照らし」(一)を加へ、更に撤退は事前協議の対象外なることを謳ひ、

(2) 不公表交換公文において、(a)米軍の日本出入の手續には変更なきこと、(b)裝備の重要な変更とは核兵器のみを指すこと、

(c)日本の施設区域の作戦的使用とはコンバット・オペレイシ

を直接仕掛けることのみを指すこと、の三点を確認する、
の二点を申越した。

(四) 「その時の状況に照し」なる字句は、米側の説明によれば協
議の際の諾否はその時の状況に応じてするとの趣旨であるとの
ことであつたが、他面事前協議を行うこと自体がその時の状況
に懸るやの疑念を生ずること明白であり、わが方としてはこれ
に応じ難かつた。米側は六月十八日の回訓においても重ねてそ
の存置を固執していたが、二十日に至り漸く削除に同意した。

(五) 撤退は事前協議の対象外なりとする点は、米国は一定の軍隊
を日本に凍結することは約諾し得ず軍隊の流動性はこれを留保

48

するとの基本的立場に発するものであり、その実体は撤退とい
うよりは移動の問題であつてそのこと自体はわが方としても異
存なき次第であつたが、表向の交換公文に撤退自由を謳うこと
は国内に対する関係より面白からず、よつてこれを前記(1)(2)の
他の三点の問題と一括して扱うこととした。

(二) 不公表交換公文の問題は、先づ今回の交渉に際して秘密文書
を残すことは飽く迄避ける要ありとの根本問題あるに加へ、内
容の四点は当初より口頭で了解されて来たものであるとは謂へ、
特に日本の施設区域の作戦的使用に就ての先方文案の表現は従
前の了解を更に制限したかの疑念を残すものであつた。依つて

形式の問題に就ては、偶々沖繩等の問題に関し「討議の記録」といふ形の文書を残すことを検討していたのを利用し、六月十日の次官米大使の会談において本件も「討議の記録」とすることを提案し、又作戦的使用の点は「直接仕掛ける」といふ表現に関して種々検討の結果十二日の会談においてイニシエイトなる字句を採ることとした。

(六) これ等の点は十八日に至り漸く米側の同意する所となつたが、二十日に至つて「その時の状況に照らし」削除も話がついてフ
*イニシエイトに関する交渉は完了した。なお右「討議の記録」は
新条約署名の日より以前の日付とすることとし、後三十五年一

月六日付をもつて外務大臣在京米大使においてこれにイニシア
ルした。

四 行政協定に関する交渉

- (1) 行政協定に關し、五、六月に亘つて交渉対象とされた主たる
事項は、(1) 第三条の施設区域内外における米軍の權利權力權能、
(2) 第十一条の通関、(3) 第十二条の勞務、(4) 第十四条の契約者、
(5) 第十八条の民事請求權、(6) 第二十五条の防衛分担金、等であ
つた。

(四) 右の内、十四條契約者に就ては五月十六日米側より米軍の指
定を著しく制限的にする提案があり、右は充分満足すべきもの

と認められた。又防衛分担金に関しては、同二十三日米側は同条項削除に同意するも分担金廃止により浮いた余裕は防衛力増強に充てられるべき旨何等かの文書を受領し度しとの提案あり、更に六月十七日右文書の件は同日の会談における大臣の口頭説明をもつてこれに代へることとし、本件も落着した。

57

(ハ) 第三条に関する問題は、(1)「権利権力権能」を「権利」とすること、(2)施設区域外は米軍の権利とせず日本側の協力義務とすること、最少限現行第三条一項末文の「必要に応じ」を削除すること、(3)現行第二項末文の「一時的措置云々を削除すること、等の諸点であるが、例へば「権利権力権能」を「権利」と代へ

るに就ても右は同義語なりとの了解を残す要ありと主張する等、本条に関する米側の主張は極めて頑強であつて、結局施設外の問題は合意議事録で手当し、一時的措置の条項に代る電波障害除去の規定は米側の固執する表現に歩み寄りを行ふの他なかつた。

(二) 通関に関する規定に手を染めることも米側は当初より頑強な反対を示し、結局合意議事録による手当を考へるの他なかつた。又労務関係に就ては、直接雇用労務者保護、保安解雇問題等困難な問題が存在するが、事の性質が極めてむづかしい上にわが方内部においても問題があつて大規模な改訂は望まれず、合意議

事録による手当も大いに研究されたが結局満足な結論は得られなかつた。

(四) 極めて困難視されていた民事請求権に就ては、六月十九日に至つて米側よりナト協定第八条を全面的に採ることを応諾して来たので、わが方の問題とした諸点は一挙に解決し、細目の調整を残すのみとなつた。

(五) なお合同委員会合意書の承継に就ては、六月十九日米側より五月十六日草案の改訂を申入れて来たが翌二十日これを撤回したので落着し、又合意議事録の扱に関する文書は五月十六日の草案に若干の修正を加へて六月十二日に一応最終化した。

(1) 斯くて行政協定の改正に就ては、わが方としては猶改善を必要と認める幾つかの点を残していたが、翻つて協定交渉の経緯を顧みれば難航を極めたる後既に相当大幅なる改善を見ており、この際協定交渉を妥決する充分の基礎が出来ていたと判断された。

五、その他の問題

(1) 沖縄問題及び間接侵略の問題に関し、条約本文の外において何等かの手当を試みた方がよいとの観点より、六月上旬より中旬の間「討議の記録」の案が研究されたが、具体的結論には達しなかつた。

(四) 防衛庁と在日米軍司令部の間に若干の運営上の取極があるが、六月十五日米側より新条約下においてもこれ等四つの取極が存続する旨確認を求め越した。本件は防衛庁側においても固より異論のない所であつて、この点は後に条約署名の三十五年一月十九日付をもつて今井防衛庁次官とバーンズ在日米軍司令官の間で文書をもつて確認した。

(丙)三十四年七月より新条約署名に至る経緯

一、六月末に署名延期の運びとなつて夏を迎へることとなつたが、秋より冬にかけて交渉は、(1)吉田・アチソン交換公文に関連する問題、(2)沖縄、間接侵略、事前協議、極東の範囲、期限等に関する文書を作成する問題、(3)行政協定に関し特に施設区域内外の米軍の権利、通関及び労務に関する規定の改正、並びに最終段階における(4)相互防衛援助協定の取扱、の四つの問題を繞つて難航を続けた。右の(1)は朝鮮に不測の事態が勃発した場合在日米軍は即刻これに応戦することが出来なければならぬとする米側の至大の関心事に発するものであり、(2)は主として秋の臨時国会の審議や

与党党内事情を反映してわが方として前記の諸点に関し可能なる限り手当てをして置かんとするものであり、(イ)は偶々八月三日に西独と関係諸国との間にナトの駐留軍協定を補足する新協定が署名された結果特に問題の三点に関し右協定を参酌して出来る丈の改善を図らんとするものであり、又(ニ)は相互防衛援助協定に安保条約が言及されている点に付わが方が脱替に関する了解を残さんとしたるに対し米側は同協定の義務の存続のためには明確なる修文を合意する必要ありとしたことに発するものであつた。

三 この間外務大臣は国連総会出席の後九月二十四日ワシントンにおいてヘイター國務長官と会談する所があつたが、その際は条約

58

交渉に就ては立入つた話に及ばず、ただ署名の時期に付大臣よりわが方としては臨時国会と通常国会の間の時期すなわち十二月十五日より二十日の交を希望する旨を表明した。大臣帰京後は右の目標の下に交渉が進められたが、米側は大統領がナト会議等のため十二月三日にワシントンを離れることになつていたので右目標達成のためには交渉は十二月二日まで完了する要ありとのこと、特に十一月後半は連日の如く大臣米大使の会談が続行された次第である。しかしながら前記諸点の交渉は何れも難渋を極めて交渉は十二月に持越され、更に若干の点は歳を越して漸く一月十九日署名の直前に至つて纏つたのであつた。

三 吉田・アチソン交換公文に關連する交渉

(1) 吉田・アチソン交換公文に關しては五月八日のわが方提案以來その儘となつていた処、七月六日在京米大使は特に総理に會見を求め、米側としては本件交換公文を朝鮮事變のみに限定することには異存なきも、万一侵略再開の場合在日米軍も必要に応じ即刻対処し得ると言うことを極めて重視しておる所以を續説して強くわが方の考慮を求めた。

(2) 朝鮮において共產側の侵略が再開されるが如き場合は、わが方はわが国自体の安全からも又國連協力の立場からも國連軍たる在日米軍のわが国からの作戦行動を認めることは寧ろ當然と

謂うべきであるが、米側の要望をその儘約諾することは事前協議に関する折角の新たな交換公文の国内的効果を減殺するものであつて容認し難かつた。依つて八月十日総理が中南米欧州訪問より帰京の後、二十二日の外務大臣在京米大使の会談において、前記の如き場合にはわが方はわが国の施設区域の作戦的使用に「同意することを好意的に考慮する」との趣旨を五月八日の交換公文案に一項として付け加えることを提案した。すなわち右は朝鮮の場合の国連軍たる米軍の作戦行動も事前協議の枠外に非ることを明らかにすると共に併せて事前協議は同意を要するものなる趣旨を含めたものである。これに対し米側は、日本側の

61

立場は了解し得るも真に協議の時間的余裕なき場合の手当てが必要なりと主張し、ここにおいて新条約下の安全保障委員会の第一回の会合の際所要の協議を行い置くと言ひ考へ方が問題となつた。

(イ) 降つて十月六日、米側は右の趣旨から交換公文の追加条項と第一回安保委員会の議事録案を提案越した。わが方においてもこれ等文書の表現の他、可能なる代替案に就て苦心研究を重ねたが、十一月二十七日には大臣より重ねて米側の真意を質したる上、交換公文の追加条項は取止めることとし、二十八日安保委員会の議事録の代案を提案した。その後十二月十四日、十五

日、十八日と応酬を重ね、結局二十三日に至つて議事録案に付合意を見た。右議事録は安保委員会の不公表記録となるべきものであるが、案文は三十五年一月六日大臣米大使においてこれにイニシアルした。

四 沖繩等に関する文書に関する交渉

(1) 三十四年秋の臨時国会は十月二十六日より十二月二十七日にわたつて開かれたが、外務大臣は十一月十日両院に対して条約交渉に関する報告を行つた。右国会では新条約に関する議論も繰返されたが、その審議の過程並びに与党安保小委員会の報告等党内事情より、総理は条約に関する若干の点について米側と

の間に了解を文書で残すより希望であつた。この問題に関し十一月二十四日山田次官は、(1)極東の範囲、(2)期限条項に関する条約再検討、(3)間接侵略、(4)事前協議、(5)沖縄小笠原の五つの文書案に付総理に報告し、極力交渉に努力するよう指示を受けた。

(四) これより先、本件に関する米側との話合は、十月二十一日大臣より米使に^レ申入れて後、十一月十九日頃より主として次官と米大使の間で進められた処、米側は、(1)例えば極東の範囲に関する十一月十七日の与党幹事長談の内容を文書で了解すると言つても極東とは本来一般的包括的な用語であるのみならず相互

援助関係にある与国との関係上もこれを具体的に定義することは出来ない相談なり、(2)条約再検討は条約の安定性を殊更傷うに等しくして同調し難し、(3)間接侵略に関して文書を作成することは「武力攻撃」の定義の問題を惹起するので容易に承諾し難し、等いずれについても極めて消極的であり、わが方としては文書の内容のみならず形式についても合意議事録、討議の記録、日本側の一方的声明等種々研究し、十一月より十二月にかけて応酬を重ねたが、結局極東は十二月九日に、再検討は同十三日に、又間接侵略は一月五日に、文書作成は断念した。

(イ) 沖縄については既に六月頃より話に上つていたが、本件は結

65

局合意議事録とすることとし、一月六日に至つてその案文を最終的に確定した。

(二) 事前協議については十一月十九日の次官米大使会談の際、大使は文書の骨子として「協議は共通の合意された見解」に到達する目的で行われると言ひ趣旨を示唆したが、同三十日わが方の要望に対し同じ文書において総ての行動はその「合意された見解に基づいてのみとられる」とまで書くことは断じて出来ないと述べし、降つて十二月十八日わが方は本件のみは一月に総理訪米の際大統領と直接話合ひこととしてその記録の形とすることを考え度き旨を提案し、二十一日には米側より共同声明に

66
入れるべき文案を提示し、一月三日日本件は左様取扱うこととして見となつた。

三 行政協定に関する交渉

(1) 既述の如く八月三日西独の新地位協定が署名され、わが方は西独政府より内々これを入手したので、九月八日の大臣米大使会談においてわが方より新協定が西独協定と対比して見劣りしないようにする必要ある旨を説いて特に(1)施設区域内外における米軍の権利、(2)通関、(3)労務の三点に付米側の再考を申入れた。

(4) 従来行政協定に関して極めて頑なであつた米側も右わが方申

入には出来る丈歩み寄りに努むべき態度を示し、前記(1)に就ては十月二十一日の回訓において「権利権力権能」は米軍の権利の實質に変更なき了解の下に「必要な措置を執ることが出来る」と改めると共に「必要に応じ」を削ることを応諾して来た。その後更に折衝を重ねて施設区域外に關しては原則としてわが方が所要の措置を執る趣旨にする等改善を図り、又右了解事項は新合同委員会の議事録で処理することとして文案は三十五年一月六日大臣米大使においてイニシアルした。

(ハ) 通関關係に關する十月二十一日の米側案は、人に就てはナト協定並みの譲歩を示していたが、物に關しては、現行第十一條

68

五項のから形式上軍事郵便局を通ずる私用品を外したものの、
二項及三項による関税免除物件はその輸出入共検査免除とする
と云ふ奇怪なるものであつた。而して米側は右に固執すること
極めて強固なるものがあつたが、十一月二十六日兎も角私用品
は検査に服すると云う原則だけは協定上に明らかにすることを
米側が請訓する所迄漕ぎ付けた。然し乍ら米側は最後迄私用品
は「疑わしき場合以外は検査せず」との趣旨を議事録に残すこ
とを主張して譲らなかつたので、大蔵省関係当局とも譲を尽し
たる上、十二月三十日に至り協定の規定は現行第五項のから軍
事郵便局を通ずる私用品を削るとのみを以て止めるの他なし

との結論に到達した。

(二) 労務に関しては、同じく十月二十一日米側は直接雇用関係の既存の調停委員会の権限を拡張して直接雇用間接雇用双方の保安解雇事案を取扱い得ることとし、保安解雇事案の処理は実質的に西独協定方式によることとするよう提案越した。右は米側としても充分考慮の上の提案と認められたが、わが方労働関係当局においては、解雇を認めない裁判所の判決又は労働委員会の決定のあつた場合主として国内法上の観点より西独方式により米軍を免責することは困難なりとの理由から、保安解雇に関する米側の提案はこれを直接雇用に関する調停手続としてのみ

採用し、別途職事録等により将来における直接雇用の間接雇用切替の足掛りを残す、との二点を以てわが方対案とするの他なしとのことであつた。米側に対しては同時に間接雇用に切替方を交渉したが、直接雇用形態が複雑多岐なること並びに切替による費用負担増を理由として応諾せず、斯くして最終段階を迎えたが、十二月十一日外務大臣、松野労働大臣、林法制局長官、丸山調達庁長官以下会同して検討の結果間接雇用に切替方米側に交渉するとの方針を固め、十八日総、外、蔵、労、防五閣僚において対策を決定の上同日次官より米大使に申入れた。本件は米側特に軍側において極めて困難なる事情ありしは察するに

難くなかつたが、結局一月三日(1)関係労務契約は充分伸縮性あるものとする事、(2)切替による米軍の費用増は最少限にするよう日本側も協力する、との二点の了解の下に米側は切替の原則に応じた。

(4) 以上の他、協定の問題としては、第十四条の若干の修文、第十八条四項に関連する個人の請求権についての合意書の取扱の問題は合同委員会議事録で処理することとする等のことがあつた。なお交渉の遷延に伴う三十五年度防衛分担金の問題に就ては十二月十八日了解が成立した。

(5) 合同委員会の合意の承継に関する交換公文はこれを新合同委

員会の議事録で処理するより一月八日わが方が申入れたるに對し十二日米側はこれに応じた。關係文案は一月十八日大臣米大使においてイニシアルした。

(1) 十二月三日協定の合意議事録中新協定下にも適用されるべき部分を合同委員会において検討することに合意されたので、九日の合同委員会においてわが方の見解を示すと共に新旧合意議事録を併せて一つの議事録に書き改めるとの腹案を提示し、右話合いは一月七日に完了し、二、三の点を更に調整の上十四日に至り最終的に確定した。

(2) 協定運営上の既往の懸案、すなわち國鉄等三公社の請求権、

終戦処理費安保諸費により建設された電話線の専用使用料金等の問題は、これを新協定に切替られるに先立つて解決し置く要ある旨は夙に米側に説いて来た所であつたが、十二月三十日米側より一つの一括解決案を提示して来た。但しその内容は到底その儘受諾し難いもので、わが方より直ちに対案を出すに至らなかつた。

六 相互防衛援助協定に関する交渉

(1) 相互防衛援助協定中に安保条約に言及された部分を如何にすべきやについては条約局において久しく検討中であつたが、結局その脱替に関する了解を文書で残すこととし、十二月三十日

一案を米側に提示した。

(四) 右に対し、米政府においては本件協定により米国政府が負つてゐる義務を存続せしめるためには協定の修正が必要なりとの解釈をとり、彼我の間に考え方の喰違ひを生じて種々応酬があつたが、一月十二日漸く交換公文案を確定した。

74
マ 新条約及び新協定並びに関係文書は、一月十四日閣議の決定を
経、同十九日、ワシントン白雲館において、わが方岸総理、藤山
外務大臣、朝海駐米大使、石井党総務会長、足立日商会頭の五全
權と、米側ヘイター國務長官、マックブアイサー駐日大使、パーソ
ンス次官補の三全權により署名された。

補遺

一、地位協定第十八条五項gの問題

新地位協定第十八条f項gは海事損害に關しては同条の補償手続から排除している処、沿岸零細漁民保護に欠くるものなりとして主として水産關係方面より強い非難が起つた。よつて三十五年二月頃より米側に対して種々話合の結果、五項gの解釈の問題として、(1) 浅海動植物増養殖、(2) 漁網、(3) 二十屯以下一件二千五百弗以下の船に対する損害、並びに(4) その他合同委員会を通じて合意されるべき損害、についてはf項gの適用外、すなわち十八条の手続によるものなることを確認し、新協定発効後右解釈に關する文書を作成することとした。

一地位協定に関する予備作業班の設置

新地位協定の条項中には、第十二条に基く直接雇用労務者の
間接雇用切替、第十八条五項とに該当する損害の補償処理手続
の他、出入国、通関等に関し米軍側との間に具体的取極を要す
る事項が存する。よつてこれ等の問題について協定発効に先立
つて準備を進めるため、三十五年六月六日、予備作業班を設け
ることとして行政協定に基く合同委員会をこれに充てるよう米
側との間に取決められた。

極秘
1部ノ内
1号

①

大 臣
事務次官
外務審議官

条約局長
参事官
浅

アメリカ局長
参事官
安全保障課長
極秘事務官

核兵器の持ち込みに関する米日協定 (昭: 38.4.13)
安全保障課

(4月3日水) 大平外務大臣の訪米中、米大使との会食に付
釋の同大使より、最近の国会での核持ち込みに関連、米日協定
の閣内昭和35年1月19日付岸、ハ-9-交換公文(別添1)の閣内
同年1月6日付不公表文書(別添2)の大使は同年1月15日付薩山マ
リヤ一問の文書と述べて由在り、同日付の文書は同年1月6日付
の別添の指し、(2)の指しを以て) 米の「合衆国軍隊の装備
の重要要素として、中距離及び長距離ミサイル及びその

GA-5

外務省
米保 221

る兵器の基地建設を含め、核兵器の日

本への持ち込み (introduction) を意

味し、核弾頭を装備した核兵器の距離

のサイルを含め、非核兵器は含まれな

い。この「持ち込み」と

は、核兵器の日本への placement を意味

するものとする。核兵器を搭載した

艦船、航空機の一時的な立ち寄りとは

日本への持ち込みとは異なる

ことは、この意向を表明した。

2. その後当局において従来の対米交渉記録、国会
議事録等を調べた結果

(イ) 核兵器の持ち出しに関する軍事協定の合意は

上記 昭35. 1. 6. 付 record of discussion 以外

にはなく、Introduction^(自件)の意味において個別段の

合意もない。

(ロ) 安保国会以来の^{現在に}国会審議における政府側の

答弁を検討した結果「核兵器の持ち出しは、いか

なる場合にも、とくに短い期間でも軍事協定の

対象となる」旨の立場で一貫されている。

(1) Introduction の文言自体については 辞書 (ウズマ))

に於て之は placement 以ての段階を意味

する

ことが確認されたので 三大使の参上については

知るべき機会に上述のラインで コナトとすれば

如何かと思はれる。

極 秘

1 部ノ内
1 号

別
添
2

CONFIDENTIAL

TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY
RECORD OF DISCUSSION

Tokyo, January 6, 1960.

1. Reference is made to the Exchange of Notes which will be signed on January 19, 1960, concerning the implementation of Article VI of the "Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan", the operative part of which reads as follows:

"Major changes in the deployment into Japan of United States armed forces, major changes in their equipment, and the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be undertaken from Japan other than those conducted under Article V of the said Treaty, shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan."

2. The Notes were drawn up with the following points being taken into consideration and understood:

a. "Major changes in their equipment" is understood to mean the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons, and will not, for example, mean the introduction of non-nuclear weapons including short-range missiles without nuclear components.

- 2 -

b. "Military combat operations" is understood to mean military combat operations that may be initiated from Japan against areas outside Japan.

c. "Prior consultation" will not be interpreted as affecting present procedures regarding the deployment of United States armed forces and their equipment into Japan and those for the entry of United States military aircraft and the entry into Japanese waters and ports by United States naval vessels, except in the case of major changes in the deployment into Japan of United States armed forces.

d. Nothing in the Exchange of Notes will be construed as requiring "prior consultation" on the transfer of units of United States armed forces and their equipment from Japan.

Aiichiro Fujiyama

Douglas MacArthur II

CONFIDENTIAL

極 秘

別
録
3

條約中の條の實施に關する文據を作成、記録

1. 33年9月 蕪山、以會議、至の記録

条約條約、相互に關する、基本的問題と、半同、防化義務

の條約の確保、他の、從米國內の問題と、在米日僑持込

問題、半同、作敵の米船、問題、如何に手當りの問題、去、去

の立場、5月24日、大臣の半同、懇談、その當面、その

全條約問題、その、その、取り纏め、5月、17日、18日、蕪山

大臣、その、その、會議、その、日、その、その、その

その、その、その、その、その。

2. 33年10月4日、11月26日、至の記録

10月4日 総理、外相、在米大使、閣内、会談、加行指、下、也。

9、米側、例、下、新條約案、9、他、一、所謂、7、条、二、案、カ、

提示、越、下、也。

7、条、三、項、案、は、日、本、側、の、重、視、し、る、核、兵、器、持、込、問、題、及、び、日、本、

の、米、軍、施、設、・、区、域、の、作、戦、使、用、問、題、ニ、関、し、二、ヶ、条、協、定、案、項、と

有、り、た、り、あ、る、米、側、は、二、ヶ、條、の、問、題、は、行、政、省、の、業、務、事、項、に

有、り、た、り、政、府、間、の、交、渉、文、と、し、て、お、互、に、し、り、あ、る、事、に、二、ヶ、條、案、

・、越、し、て、お、互、に、あ、り、た、り、

米、側、の、7、条、二、項、案、に、対、し、て、は、か、の、方、は、「協、定」と「軍

務、協、定」と、改、め、り、と、共、に、「今、の、時、の、状、況、に、照、ら、し、て

削除その他若干の傍文七行等、評定書9形一紙、
 草案を作成した。同案は、11月26日評定大臣の又大臣の
 平文に付した。
 3. 33年末の34年3月20日の至り経緯。
 3月20日の外相、又大臣会談等、日英列島の争論
 案、行政協定の閣内諸文書七半紙一平文一紙等、同
 様。外相の閣内評定書案(33年11月26日案
 上大臣等)七半紙一紙。その際大臣等は、形
 式を交換公文等評定書の作成方法と予め研究
 した。この際、大臣は了承した。

4. 34年3月下旬より5月初旬までの経緯

3月28日の大臣・大佐間^{大佐}の会議にて (1). 米軍の deployment

例としてその編隊の出入の現行の手続の変更等あり。

(2). 装備は核兵器のみに指すこと。(3) 撤退は事務協定の結果

として認めらる。 (4). 基地使用の事務協定は日本が基地を行使する

場合の日本側の military combat operation によること。の4

英への正確な説明のため、大佐はこれを了承した。又、大佐は

は、許諾書形式は、神意承認の對象と相違あり。難色ありと

し、表押公文形式を主張した。

尚、大佐は上述の英への確認を4月8日の会議にて行った。

5

トキコト: 1-11-712 提示 1 行。

5. 34年5月中旬 5) 6月下旬 までの記録

5月11日の大臣大使会議 及び 米側 からの状況の照会

に 加之 撤退は 率外協計外 である事を 明らかにし 米側に 文を 送る

に 補う 事を 申し 付け 米側 からの 返答 等は 米法 上 送る

傍 張 附 本 文 には 3 2 NATO からの 照会 及び 米法 上 送る

の 趣 意 あり 尚 トキコト: 1-11-712 中の 米法 上 送る 文 及び

米法 上 送る 文 及び 米法 上 送る 文 及び 米法 上 送る 文 及び

利 益 等 一 日 旨 等 文 法 上 送る 文 及び

「 米法 上 送る 文 及び 米法 上 送る 文 及び 米法 上 送る 文 及び

の諾否は今の既の状態に依るとして、趣意の如何と云ふ事

は、この他、事務協定に付するに自任、かゝる既の状態に

對する懸念に對するに、明瞭な、日本側といふ事は

な、困難な事。米側は6月18日、7月1日、及び同日の事

に、依然として存続の要請を述べた。1946年6月20

日、米側は、7月1日以前に、この同意の命令の撤回、又は

と、明瞭な、結局 in the light of 此の15日、落すと

と、述べた。

撤退は事務協定の対象外として、米は、米國として、一

筆、米の、一筆、結ぶに、此の諾し得る、と、述べた。

單、流動性に海洋にわたる、基礎的立場から報告する。

美債は撤退の移動の問題と思はれる。わが方との

この事、依存は甚だしい。公表の交換公文、撤退の自

由に起ることは国内の、好手になる。米記トナレ

5.8.19.9 他、3 英と在、下は交換公文、一語、

裁がはるべきである。

戦斗作戦行動、直接に掛ける、この表現

の間、一種の移動の結果 6月12日、initiate、信に用い

べきである。

方針に、形、問題、これは伸縮率の問題

① 閣下「計許の記録」といふ形に文書整理をなされたいと
 利用に 6月10日の 次官・大塚向 会議の結果、在任中「計
 許の記録」としては 次官の 整理を せよ。又 大塚は 此
 点を 承認す。

② 「計許の記録」は 新 録の 署名の 日付を 9月付と
 せよ。 35年1月6日付と せよ。 署名 大塚、又 大塚
 間、イニシャル せよ。

③ 前、34年5月14日の 次官・大塚向 会議の結果、秘密
 解除 内容 法 閣下 署名、署名 表に 署名 する こと 文書
 外 秘密 解除 旨 了解 せよ。

5

極秘

古橋去使 四四一九

四三三二 徳岡信房

愛知大臣

佐藤 二条約る長

牛場 治九

大臣 御用後情 車

総務 御用後情 車

準備の重要な変更は肉す
事前協議の件

昭57.12.12
昭58.1.14
中野元総務課
北村比呂士

43.1.27 北米局長

1. 1月19日 大臣米土使会後の際、大臣上
(三木) (VOTV)

「中野元」の件は肉す 検査室の問題

に同じ。何が「選定」拂拭の方法なきやと

の趣旨を述べらるゝことあり。その情

26日 小室至訪問の機上にあつて、米土使

外務次官及び北米局長に於て、次の

経緯を述べた。

2. 寸存あり。

(1) 昭和38年4月4日 大平大臣ライレワー

56.12.10 梅岡大臣に於て口頭説明済
(後之部次官 後尾有吉) 外務省

五五九七 伊東外務大臣に於て口頭説明(高島次官 浅尾有吉)
五五三三 高島次官より鈴木総務課に於て口頭説明(伊東・宮次両大臣在席)

四九一〇七 木村大臣
一〇一九 木村大臣に於て口頭説明(中野元)
五三二一〇 園田外務大臣に於て口頭説明(中野元)
四六一〇 一六 鳩山外務大臣に於て口頭説明(園田)
四六一〇 一九 中野元外務大臣に於て口頭説明(中野元)
四六一〇 一九 中野元外務大臣に於て口頭説明(中野元)

印象では引継いで居らぬようにあ
つた。(我方に記録なし。)

(1) 39年12月29日 経済総理 ラトバ要漢
の除 ラトバより 前記(1)の意向を述

べ、若し日本側にも問題があれば、回平
預審意見を述べた。(我方に記録なし。)

(2) 又、その後 経済総理より 事件に
関し何等か話かたないで、米側は、

▽ 39年12月以後は、日本側は米側の
1)の 解釈を認めおられたものと考
へて来ている。

(ホ) 従つて米例は、日本例が以上の了

解を承知の上で、国内的に「(1) 米例

は事前協定に係る事項に關し日本例の

意に反することはしない。(2) 米例は換貨

案が何文には在り、何文にはない、と云う

ことは一切著表しない」と復比に於

られりものと思つて來ている。

3. 海保条約改訂交渉：特に事前協定事項に

關する交渉を通じ、我方は總ての「持ち込み」

(INTRODUCTION) は事前協定の対象である

との交渉をとり、船舶航空機の「一時的な立

あり」について特に譲渡した記録も記
 憶もない。この点はシンソク大使によっても米
 側の記録と一致する。1月26日の同大使の
 説明によれば、米側の前記2(イ)の解条
 の根拠は、軍事協定に因り、「軍事協定は
 米軍及びその装備の日本、吾内への配備、並
 びに艦船航空機が日本の領海及び公海へ
 入る場合の現行の手続を変更するもの
 ではない」と云う了解事項にあり、米側
 交渉担当者も、具体的に言及したことも
~~日本側は~~ ~~前記~~ ~~2(イ)~~ ~~に~~ ~~因り~~ ~~「~~ ~~一~~ ~~種~~ ~~の~~ ~~解~~ ~~条~~ ~~に~~ ~~因り~~ ~~「~~

同寸るものであると云ふことは 日事衡¹²と
つても自明である等々¹³と云ふこと
である。然るに日事衡¹²を尙、当事者は
右の解は 事前協定¹⁴、各段と 地位協定¹⁵と
等々の内には 同寸るものと解し、「¹⁶時的
意義」に 同寸るものとは 思つてゐたか
つたのか 実情がある。

4. その後 新安保条約 国会審議の過程に
おいて、政府は 事前協定は 「¹⁷時的意義」
を念ふ 一時的「¹⁸持ち止」に 及ぶものであ
る (但し 領海の 争奪通航の 場合¹⁹には

7

及は「オ」との立協を量支、米餉は政
府の右の視況に於し、前記又の経緯
の他、我方に異議を唱へるべくなく、之
を黙視して来たものである。

5. 本件は日米双方にとり、是れが「北政治
的軍事的に動きがつかない問題であり、
それゆゑに米側も我方を深追せず、
今日に至つたものである。是故、日本
周辺における外的情勢、或は国内に
おける核問題の認識に大至る変動
ある如き条件が生ずれば、現在の
立場を続けたら、他なしと思はれる。

極 秘

CONFIDENTIAL

Tokyo, January 6, 1960.

1. Reference is made to the Exchange of Notes which will be signed on January 19, 1960, concerning the implementation of Article VI of the "Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan", the operative part of which reads as follows:

"Major changes in the deployment into Japan of United States armed forces, major changes in their equipment, and the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be undertaken from Japan other than those conducted under Article V of the said Treaty, shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan."

2. The Notes were drawn up with the following points being taken into consideration and understood:

a. "Major changes in their equipment" is understood to mean the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons, and will not, for example, mean the introduction of non-nuclear weapons including short-range missiles without nuclear components.

b. "Military combat operations" is understood to mean military combat operations that may be initiated from Japan against areas outside Japan.

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

- 2 -

c. "Prior consultation" will not be interpreted as affecting present procedures regarding the deployment of United States armed forces and their equipment into Japan and those for the entry of United States military aircraft and the entry into Japanese waters and ports by United States naval vessels, except in the case of major changes in the deployment into Japan of United States armed forces.

d. Nothing in the Exchange of Notes will be construed as requiring "prior consultation" on the transfer of units of United States armed forces and their equipment from Japan.

(Initialed)
Aiichiro Fujiyama

(Initialed)
Douglas MacArthur II

CONFIDENTIAL

八二三 中山下座 (有馬北末局長同席)、同二四
海部総理 (同席者なし) 本浪上り口頭にて
別紙の要領を本件に説明。

平成元八
秋波 栗山

(別紙)

一、安保条約(昭35年改正)の仕組

・核兵器の持込禁止(インストロクシヨン)は事前協

定の対象(米の条約上の義務)

・米軍艦船、航空機の出入、通過は自由、事前

個別の承認なく同意不要(米の条約上の権利)

二、米の核政策

・特定の艦船、航空機につき、核兵器の存在は明

示しない(肯定も否定もしない)との政策を

保持し、監視

。目的は抑止力、維持及び海空軍の機動性の
確保

。従来より米海空軍は各種戦術核兵器を備
有。近年は潜水艦等による核・非核両用
の配備

三、老練

。我が国は一貫して非核。通過の念は非核三原則
堅持を表明

。米は条約義務は誠実に履行。他方核兵器
の存在は否か、肯定も否定も不明の政策堅持
の立場

。昭38.4 三ノヤノ大任、大平外務大臣が持
込4の解釈が問題提起
。昭39.12 三ノヤノ大任、他が総理
。双方の立場が異なる点、互いの立場をいとの立場を
理解、但し「密約」はなし。

極 秘
無 期 限
享 3 部 の 内
2 号

極 秘
極 秘
極 秘
極 秘
極 秘
極 秘

再 用 可 能 性

8月15日 スタイフン公使と会議の件

44.8.15 朱昌長

8月15日 スタイフン公使と会議 毎言論のとおり。

公使 - 訓令を待つ212は 話がなかく進まな
いで 若干の異12付 訓令なしで 申上る。

1. ワンタンでは 自由市場の発展に 強くこだわる
向きが多いが 何れかに 共同歩調と 一方的

発言で 対応したいと 尋ねる。 ~~亦~~ の見地より
自分から 一方的発言の 許容を 許さに 出たが

陸江野にたい、 Taiwan area と云う字は、 若し
Republic of China と云う字を使えば 孫政府の台2

いふ意味からして 大陸を念ふものは 台2の台2 之を
用いる趣意であり、 要するに 台2は 米華条約の

系譜のことである。(別添1)

2. ラットナム については 之を切り取りにするのと
云う趣意から、米朝の一方の發言を考へて

みたい。例へば、沖縄の通過は ラットナム 就
筆送付に支障を与へるものでない。と云う

よりなる由意が考へたい。

3. 韓については 前記申請に於て 既述はせ
てないが 併し 返送性 概言するに云う以

て 決まつたこととし、返送性、有事の際の
持込 については 何等かの了解が得たに

必要であると見做す。重大な emergency の
際は 専断協談に當り、favorable consideration

を与へると云うこと 概理から 大體能く 85
束するに云うことは できないが 之を日朝例で

例に於て 束するに云う 困難なことは 解は 無

台の2113が、米側が報表に踏切るとして
emergencyに同じ何と存しては到底解決

できない

4 艦船航空機の追追に拘つた了解は存続
之れなければ困る 若し之が本工のみ

と云ふことには沖尾に上り既確な
了解がなければならぬと云ふことは

できない

5. B-52が艦風通航で主等することなどは
幸ると云ふことなければ困る。

本頁一

1. 艦内し。台情と既報の並列は困難あること

申上げたいとありであるか？ 急中旨格付すべし。

2. 艦内し。米側の事文が主女上で格付すべし。

3.4 12日付、同僚の存在は台詞2113か、
12日何と申上げられぬ、
康彦
即

5 12日付、後塔蔵と云ふことになければ解決
し得べし。

公使 - 12日付につき 差手 を加えたのが検討
料のち (別添2)

奉託 - 不承取のコメント迄あり

第5頁12日付、我方総理答には 沖縄運送問題
自体は 安全保障の問題とは 別に 沖縄を事案

の要らざるにあり ~~此~~ 安全保障の問題は 運送
に俾い 如何に プロテクト するかの問題とありと云う

我方とある

第6頁12日付、存続がき 記載 区域は 平和条約
3条の 延長であること云う 是れをなくする 運送

から親方の書き方を採った方がよい

第7条12内し 現在104と云う表現は自らの
見解としては「専ら協力を旨とする」とあると云う論

点を懸念せしめると反対である

又 substantial modification 無しと云う長

改は理解を招く。若し地位協定の枠内での調
整と云うことならば（先方肯定）別の表現も考へ

らぬよう

第8条12内し。持込は「専ら協力を旨とする」として

あり得ると云う趣旨を明確にあらざるか（先方肯
定）。之については異論を申し申し上げる。

公衆 - 12月10日。寧ろワシントンに送った。ワシントン
Rが土曜日のreactionはよい step forward

であることにはあるか。主として自らの申上げを

6-

此外に、いさく言ひ来る所あり。

泡田は、火・水と沖尾に釘寺・奇蹟本と

話合つて事あり。其の如く、又は治に接し。

SECRET

極 秘
無 期 限
部 内 号

別
添
—

The Prime Minister also made clear the basic recognition of his Government that, in particular, an armed attack against the Republic of Korea and against the Taiwan area, if it occurred, would seriously affect the security of Japan. On the basis of this recognition, the Prime Minister stated that, in the event of such armed attacks, it would be the policy of the GOJ to give prompt and favorable consideration, in accordance with the principle of prior consultation, to the use by US armed forces of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations from Japan in fulfillment of US treaty obligations.

SECRET

SECRET

別
添
二

Suggested Changes to Draft Joint Communiqué

Paragraph 2 3rd sentence)

The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of Asia, assured that the United States would continue to honor her treaty commitments in the Far East.

Paragraph 3 (replacing 3rd, 4th, 5th and 6th sentences)

The President and the Prime Minister shared the hope that Communist China would adopt a positive and constructive attitude toward cooperation with the peace-loving nations of the world in regard such matters as arms control and disarmament, and to reflect this attitude in its relations with its neighbors. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join in the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty commitments of his country to the Republic of China. The Prime Minister expressed his full understanding of the position of the United States, and his conviction that the Japanese Government must also continue to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern.

Paragraph 3 (7th sentence)

The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful settlement of the Viet-Nam problem, and reviewed the prospects for an honorable peace in that area.

Paragraph 4

In the light of their evaluation of the situation and the prospects in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East, including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on matters affecting the peace and security of the Far East, and on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

SECRET

5. Paragraph 5 (1st sentence)

Within the context of their discussion of the prospects and problems of the region, the Prime Minister emphasized the strong desire to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status.

6. Paragraph 5 (last sentence)

The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security its facilities and areas in Okinawa except as mutually agreed.

7. Paragraph 6 (1st sentence)

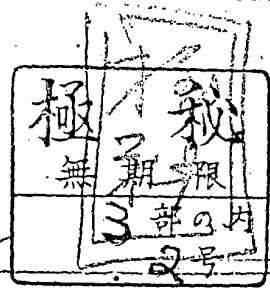
The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements, including the present pattern of rights and obligations pertaining to the use by US forces of facilities and areas in Japan proper, should apply to Okinawa without any substantial modification.

8. Paragraph 7 (2nd sentence)

The President expressed his understanding that the position of the Japanese Government is not in conflict with the principle of prior consultation established in the Treaty of Mutual Cooperation and Security and the related arrangements, and assured the Prime Minister of the intention of the US Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and

外務
事務次長
中野
事務次長
米
事務次長



8月18日 スチーヴンズ公使と会議の件

84.8.18 米局長

8月18日 スチーヴンズ公使と会議 録音のとりかた

A. 共同声明書

米局長一紙が8月12日共同声明書に於て 15日の
米側が「ハロ」に肉し若干修正し
「の語句」

1. 第2頁 米方から申告の核装備云々を削つた
趣旨如何。又軍備云々は「及」に「は」か。この

Context には必ずしも言えはまらぬかと思ふ

2. 第2頁 peace-loving nations は free nations と
同義語と解して可い。

3. 第2頁 米文 米事はとてきつ過ぎるから、別
添への二のよりに改めたい。

口次—

1. 米事の趣旨は申告内子? positive な報

一週目
米局長
フ
↑
1. 在米大
2. 在米大
3. 在米大

方をいかに () である。軍務云々には内なる事
指摺はその通りかも知れない。何れにせよ

宣旨内容としては、かられ何程に改変し

2. 然り。

3. 托摺である。

本丸一

第5頁 判例が秀致と云い honorable peace
と云う字を採りたいと云うことであるが、

総方針の泡の文章 秀致は peace based on
justice を that end と代へた方がよからう。

に便一 覚感。この文はワシントンより、上り替い
義理を言つて来りかも知れない。

本丸一

第5頁 判例は need と云う字を好まぬと云い

ことであったか。親方の手方をもと1212 別添
2 を以て 能大に代りておれり
原案

公使 - 把握があると思ふ。

本館 -

第6頁は 大體の共同声明の表現をとりこむ
共同声明に預けり。原案がよい
断り

公使 - 分った。

本館 - 分り直しに仰し。

1. "including" 以下の挿入句が "transmit" を
意圖し211.5の「はらは」 固き transmit 1211.2

は 親方と1211.2 之には認められぬと云ふ
把握がある

公使 - 1211.2 右の grandfather approach

即ち 今のまゝに扱はるゝと云ふ事から入った

支の2"あるが Transit + その一部がある
船山5の船 とは了解は長くと云うことにて

船山5に云うことか?

車取一 現状のまゝと云うの地なし

何れにせよ "including" 以下の挿入句は固まる

名 本船 without any substantial modification は
前回の報告に substantial を削るに可なり

知任協会の枠内で 合同委員会にて 船山5の
以量の削減を行了こととは異ななく 本船の

協会も 共同声出等にて 船山5に云うこととく 実
際には合同委員会にて 協定(本力) 等の協に

做つて 協定(本力)

公使一 令(何もやらず)と云う表現は固まる
見ず without 以下を削るわけには行かぬ

トシカ? 其れでモ 特別 取決メ 有シト云フ
ことニ 對シテモ 非ハカ。

本頁 - 現産ハ其ノ 道リナカ。 「特別 取決メ 有シ
ト」ト云フ 長カ 我方 内部 何レモ 一ツカ 重要 ポイント

ニ 對シテモ 尚 降ハ 互 降 有リ 早急ニ 持ツテ
行カ ンカ 事 有リ 由 有リ 取決メ 有リ 云フ

ことニ 行路 権ノ 範圍 内ニ 合同 締結 會ニ
由ル 事 有リ 事 是 據 有リ 云フ 有リ

公使 - "without modification of these
arrangements" と云フ 表現 有リ 云フ

カ 事 有リ 由 有リ 更ニ 権限 有リ 云フ

本頁 - 先般 是 今 重ク 云フ こと 有リ 由 有リ
ニ 非ハカ。 日 英 條 約 半 條 約 大 體 條 約

understanding 内 容 有リ 異 有リ 云フ。 米 條

の "understanding" の内容は旧草案第6項第1
文に既に述べた通り。よって -> の番号は12

旧草案第6. 第7 項を併せ - 項とし、第7
項冒頭 "described" の前に "further" を入れ、同

項本文 "expressed... and" を削る形とすることを
考へ得べし。

公使 - 御通書はよく理解できました。何れにせよ
前記第7項の上及び第8項は初案を待

た受けたい。何ともしまされず、書留を待たせし。

本館 - 泡田は21日とし、一方の寄附金12万を
注し。彼方には朝鮮半島と台湾の

並列は依然として困難である。

公使 - 半割の3分の2大主の同額を2万とする。

この点に同意。英税中上代大札は旧草案

9. 前記の「新条の再行す」系既述を以て
しての「指意」として之を以てするに
おいて

10. 前記の「再行す」系既述を以てして
之を以てするに

11. 前記の「再行す」系既述の「再行す」
の「再行す」を以てして「accomplishing the

reversion」を「reaching agreement on these
specific arrangements for reversion」として
之を以てするに

12. 前記の「再行す」系既述の「再行す」
の「再行す」を以てして「同記の指意」と
して之を以てするに

13. 前記の「再行す」系既述の「再行す」
の「再行す」を以てして「前記の指意」と
して之を以てするに

B.)
~~前記の指意~~



B. 返還準備措置

当方の別添三の共同声明条第9項条(英文)を
渡し、当方の考を以て国内に於ては(中略)

(以下略)

におきける情を説明せよと、先方も意のある所
は(分)の概かに、米側とては國務省と軍との間
(久本も有用である)

整の向題があり、米軍も在りては返還に關係する
合は東京(即ち自分)で一元的にコントロール出来る

おに(左)の意を(二つあり) 日米協談委員会
例之如く「両政府が東京を以て那覇で

連年の協力を密に研究あり、二の協談委員会
が総括的責任を担うか、同時に那覇に(中略)
(協談委員会を以て)

準備委員会を設けず、云々のワザを考へよう
の二検討能い。自分の考を以て、~~考へよう~~
と云ふ。

双方が一層の考を以て、ワザを以て取る(左)と思ふ

9

従って本白頂いた事案のまゝワシントンと遠くと軍部
ありと飛びつかれても困るの事一応然せおまわりの

と述べ、幸多し了可也。

1

大臣
報告

報告

~~報告~~

報告

事務

秘

極
秘

米局長 スチフトに於ての件

44.11.4 米局長

11月4日 午前 米局長・スチフトに於ての件 報告
のとあり

米局長 一 夜々申す通り、核内問題に付 見直し等
儘 処理が主眼とあると云ふこと 12月2日は

困る。 自らの見ると云ふ、米政府首脳が 事件を
現状通りと云ふことでは 12月10日か 妥議と云ふ

いと云ふことは 承知して いると思ふ。 先般米の
りかやいこと 5千万米の 話も 思ひ合せ。 報告通り

付核撤去と云ふことには 予てと云へるが、 予て
には 非常時持込の 問題が 主眼と云ふを得

たいと思ふ。 大隈氏が 処理に この 長を 値内す
れば 自らの見ると云ふ 処理は 正と 言はれる

と思ふか。その旨を記述によつて
と云ふことは別問題で、若し米側が之を

強んずるるのであれば、無理にせよ大庭
にせよ期日を付すをかねて考へなければなら

ない。従つて最早一旨の假令を置いて
準備をすべしとせよ。たゞぬ時期である。偶々

ワシントンで下田大使とハントン次官が事件に
付話をしたか（米事案第3458号の肉原

印が紹介）、時期を失せざるよう取らねば。

尚右ワシントンの話で右米大使より、無理

に直接話す面が述べられてゐる。今まで
無理米大使の旨で直接内容に深入りした

ことがなく、事件についでいさなり直接やられる
ことは若干の危険なき能はず。

公使- 代理領事等には 権内閣の見通した
こととはならず、故に其は同感である。然るに

今週末までには 御令を期待してゐる。その上
で 8日の土曜は 午後に 此の如く

米大使より、外務大臣に 御同席願、たして
代理に 御旨 存に して 如何かと云ふ。

大蔵省は 代理と 直接交渉した上で 権内
閣は 最終的に 決める。と云ふことであるが、

右の 場合 には 聴席は 次の方 にも する こと は な
いかと思ふ。 非常時 持込 の 内容 についで は

此等の 場合 には より 既確な 法を 期待 する
と思ふ。 米大使 等 を 示唆 した ことも その 為 である。

親任 - 今迄 権の 法を 握下 げ たる こと は ないが
~~左~~ 非常時 持込 に ついて 若し 代理 の 使用

の内容を保持せられたる 筆跡は 応える用意
あり也。

公使 - 一般的に 筆跡は 才2 夢 を内容に
いるので ありから 使用は 日本 たり 与 国 たり に

核 証 撃 が あつた の こゝで ある と す れ ば 余り
証 強 の 余 地 の な い 協 会 に は な ら ば

筆 跡 - 東 韓 半 島 の 協 会 の 如 き は 才 1 夢 が
内 容 と たり 得 よう

公使 - ^知 最 前 の 使 用 を 半 国 外 か ら 行 う と せ う
よ う な 協 会 は 寄 差 用 の 同 意 を 得 な け れ ば

やう な と せ う の は 寄 差 用 と 思 へ ば

筆 跡 - 何 れ に せ よ 才 2 迄 入 る ~~筆~~ こ と は 時
写 的 に も 到 底 考 理 せ ら れ ば 流 は 非 常 事 態 に

あ け る storage に つ いて あり う べ し ど こ に 着 着

するにせよ 簡単には行かない

他の二頁に記入され、transit 問題は何と
も平の記入がない

公使 - 今のまゝと云ふこと

本局長 - 今の記入がないので、双方何も言は
ぬと云ふことである。

朝鮮事情の件は、新見に付れば、我方は
reconfirmation は絶対にする、と云ふことである。

公使 - 寧ろ reconfirm 方針あり、之を押しに、
現在の ~~半断~~ 閣議者の号は半断からは

この問題に記入しない、と云ふことである。

注意 部内連絡

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

極秘

電信写

大臣官房
長官官審審長長
儀総人電厚計

書文会在海

調査長
領移長
参企析調
参領旅査移

総番号 (TA) 71563
74年 10月30日 01時00分
74年 10月30日 10時07分

主管
本 省

発着
米局長

外務大臣殿 森 大使 臨時代理大使 総領事 代理

部内連絡

極秘 大至急

東ゴウ次官へ 安川大使より

本件についての本使のとりあえずの見解次の通り。

1. 本件交渉に当り最も重要なことは、事態をこのまま放置すれば、日米安保体制それ自体を危たいにひんせしめる点につきキツシンジャー長官の十分な理解を得ることであり、これが可能となれば本件処理に当つての諸般の処置につき米側のゆう断を期待しうるのではないかと考える。なお、本使としては、本件はフオード大統領訪日の際木村大臣よりキツシンジャー長官に正式に申し入れるべきものと考えるが、これに先立ち本使より事前に事態を十分に説明しておくべきものと考えてるので所要訓令を部内連絡にて得たい。

2. 事態が現在に立至つたのは、そもそも新安保締結交渉当時、米側がわが方にその立場を説明するのをおこたつたことに起因するのであつて、今後過去の経緯の対外的説明に当つては米側も最大限の協力を行うよう要求し得るもの

ア 次地中東
長 参北東西
参北北保
中 参一二
南 参西東洋
欧 西東
長 三三

近ア長 参書近ア
経 次総経国資
長 参貿統国海
経 参政技一理
協 書国技二
長 参条協規
国 参政経科
長 軍社專
情 参道内外
文 参一二
長

極秘

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

と考える。

3. 本使としては、本件交渉に当り特別扱いすべきは関係艦船の一時寄港及び領海通過のみとし、前者については一時寄港の建前上寄港期限を定める問題が当然生ずると思われ、その場合ミッドウエーの事実上の「ば港化」の事態については何らかの形によるぜ正を極めて困難な問題ではあるが要求する必要が生ずると思われる。

4. なお、在米大使館において本件を承知しているのは、本使のほかクリ山参事官のみである。念のため。

(了)

部内連絡

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

極秘

大政事務次官
官官審審長
儀総人電厚計

書文会在海

総番号 (TA) 74年 月 日 時 分
74年 11月 9日 16時 10分
米 國 省 着 務 長

調査長 参企析調
領移長 参領旅査移

外務大臣殿 安川 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

(部内連絡)

極秘 大至急

トウゴウ事務次官へ

本使8日タ ハビブ次官補を公ていに招き余人をまじえず
こん談したところ要旨次の通り。

1、当方より核兵器問題について在京大使館から何等かの
報告に接しているかと問うたところ日本政府が本件を R E
C O N S I D E R しているとの報告に接していると答えた
ので、当方より本件について日本政府が R E C O N S I D
E R していることは事実であるが、未だ何等最終決定には
至っていない旨前提した上、ラロック証言をめぐる日本国
内の U P R O A R は一応おさまつてはいるが、次の国会等
で問題が再ねんすることは必至であり、その際日本政府は
極めて困難な立場におちいることを考慮し、この際黒白を
明らかにし核武装した艦艇の一時寄港ならびに領海の無
害通航を事前協議の対象から除外することを考慮中である
と述べたところ、先方は、そのような決定を日本政府が行
なつた場合、日本国内の反響如何と問うたので、それは U

ア 次地中東
長 参北東西
参北北保
中南 参一二
審 参西東洋
欧 西東

近了長 参書近ア
経 次総経国資
長 参質統国源
経 参政技一理海
協 書国二二博
長 参協規
国 参政経科
長 軍社專
情 参道内外
長 参一二
文

参約+参

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般
問合せ係 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

NFATHONABLE REACTIONを生むてある
うと答えたところ、先方はそれならば従来通り本件はAM
BIGUITYのままにしておいた方が安全ではないかと
述べたので、当方より何れの道を選んでも大きなRISK
を含むこととなる。AMBIGUITYのままにしておい
て、将来再びラロック証言に類した事例が絶体に起らな
い保証があるかと問うたところ先方はちんもくした。

次いで当方より、本件に関する従来の日米間の接触の経緯
を説明し、米側は当初、フジヤマ・マッカーサー一問で口頭
による確認があると主張したが、米側はほんとうにそのよ
うな記録があるのかと問うたところ、そのような記録はな
い。しかし、秘密了解文書第2項は間接的な表現ではある
^{米側}としてこれはか
が当然のこととしてTRANSITは事前協議から除外さ
れることを意味するものと解釈していると答えるとともに
、この事はかつてジョンソン大使からも日本側に申入れた
はずであると述べたので、当方よりそのことは承知してい
るが、日本側がこれに同意した事実はないと答えておいた
。

次いで当方より、仮りに日本政府が新たな決定を行なつた場
合の国内の反響が重大問題であることは当然のことながら
、日本政府としては過去の経緯について日本国民に如何に
説明するかについて最も慮している次第であり、かりに

電
報
室
長
官
房
総
務
課
人
員
名
簿
第
五
分
冊

SECRET
機密

機密

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般
問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

も日本国民をだましていたということになれば、それは単に過去の問題に止らず、将来の日米安保条約に対する日本国民の信頼感に重大な悪影響を及ぼすことになる」と述べたところ、先方は米側としては従来通り事前協議に関する約束はちゆう実に守つてきたと公言することは可能であるし、また TRANSIT について一切秘密約束はなかつたということ公言することも可能であると答えたので、当方より、それは最少限の要件であるが、それだけでは十分ではない。

米側にとつて過去において TRANSIT といえども日本に核兵器は持ち込んだことはないと公言することは不可能であるとしても、せめて NAVAL VESSELS WHICH ARE CAPABLE OF CARRYING NUCLEAR WEAPONS ALWAYS CARRY NUCLEAR WEAPONS という証言は正しくないことぐらはいえるはずではないかと述べたところ、この証言が正しくないことは事実であるが、それを公式に言明できるか否かは現在自分にはいえないと答えた。

次いで先方より、本件は フォード 大統領と タナカ 総理の会談で取り上げるのかと問うたので、当方より、冒頭に述べた通り本件については未だ検討中の段階で フォード 大統

送附日本
電

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

領訪日までには日本側の結論が出るか否か不明である。また結論が出たとしてもおそらく本件は木村大臣と「キ」長官との会談で取り上げられることになろう。フオード大統領領訪日の際、とう突に本件を取り上げたのでは、米側をE M BARRASSすると思ひWARNINGのつもりで全く非公式に取り上げた次第であると答えたところ、先方は事情を了とし、でき得れば本使出発前にも本件についての日本政府の立場を確認したいと要請するとともに、若し日本側の政策決定がなされた場合はフオード訪日の時期にこれを公表することになるのかと問うたので、当方より、そのようなことは先ずあり得ないと思う。仮りに基本的な政策決定が行なわれたとしても航空機のTRANSITや領空のOVERFLIGHT、核武装した艦艇の日本近海での演習、航空ば艦のMOTHER PORTINGの問題等があり、これ等の問題について更に米側と接しようする必要があり、これは時間的にも無理があると答えておいた。(ハビブは以上の様な具体的問題があることについては余り事情に通じていない模様であつた。)

2、当方より、自分は今のところ/3日午前当地発帰国の予定であるが、その前に短時間でもよいから「キ」長官との会談を希望している旨述べたところ、先方は、「キ」長官の日程が再々変わるので困わくしている。トルコ訪問が中

- 4 -

電信写

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係（TEL2172）に連絡ありたい。

電信写

止となり、本日よる帰国の予定が急に変わり、現在チュニジアを訪問中であり、帰国は明9日よるとなり。到着次第大統領滞在中のキャンプ・デービッドに直行することとなっている。実は//日に国務省事務当局と長官との間で訪日に関する打合せを予定していたが、キャンプ・デービッドで//日/2日両日エネルギー問題等につき政府首のうの協議が行なわれるので、「キ」長官が何時ワシントンに帰つて来るかもわからない状態であるので、貴使の出発前の会談は極力努力するが約束できないと答えた。

(了)

(字致済ノク05)

- 5 -

安全保障課長

49.11.18 新

極 秘
尋らまで
10部の内
9号

安 保 条 約 問 題
(総 理 発 言 案)

1 日本政府は、安保条約を日米間の友好協力関係の礎石として引き続き堅持して行く考えである。同条約は、日本の安全に寄与するとともに、更に極東における国際の平和と安全の維持にも重要な役割を果たしており、相互信頼が日米安全保障関係を強固な基盤の上に維持して行くに当たつて緊要である。

2 核の問題は、日本においては、原子爆弾についての独自の体験があること及びこの問題が戦後初期に「米国」の核兵器ということとをきわめて政治的な問題となつてしまつたことの原因から、きわめて取扱いの難しい問題である。このような背景の下に、1960年の安保条約改訂の際、核兵器の日本への持込みは、兩國政府間の事前協議の対象とする旨が了

歸され、それ以降、米国は、この問題に対する日本国民の特殊な感情に十分配慮するとの立場をとつてきている。1960年の交渉当時の関心事は、ほとんど専ら戦略核兵器を日本に置く問題に限られていたが、その後の戦略核兵器の発達は、事態を大きく変えるに至つた。その間に日本においては、非核三原則が定着してきたという事実がある。このような状況において、先般のラ・ロック発言は、いわゆる「核兵器の持込みの問題」を日本において大きな政治問題化したのである。

3 この問題に関する両国政府の立場は、米国としては、核兵器の存否はいつさい明らかにしないということ及び核兵器の持込みは事前協議の対象であるという事で一貫してきている。日本政府は、持込みの前提要件である事前協議が行われていない以上、

核兵器は日本に持込まれていないとの立場をとつてきた。しかしこの問題は、いまや、安保条約、更には両国間の相互信頼のきずなそのものの信憑性にかかわる重大問題となつている。

4 日本政府は、この問題について、米国のアジアにおける軍事的抑止力の維持の必要性に妥当な考慮を払いつつこの問題に対処するための可能な方策を検討しているところ、大統領におかれても、本件の重大性を認識されることを要請する。

極 秘
無 期 限
10部の内 9号

安 保 条 約 問 題

(総 理 発 言 用 説 明 資 料)

- 1 先般のラロック発言を契機として論議を呼んだい
わゆる「核持込み」についての問題点は、事前協議
が一時立寄りにも適用されるとの政府説明にかかわ
らず、一時立寄りには除外するとの秘密協定が存在す
るのではないかとの疑問、政府の否定にかかわらず
ラロック発言、ミッドウェイ乗組員証言、NYタイ
ムズ記事、米上院外交筋書明等々の各般の状況は核
の存在を裏づけているのではないかとの議論等が従来
になかった深刻さをもつて生じていることにある。
- 2 かかる事態に立ち至つた背景については、経緯と
しては、「いつさいの核を拒絶する」との野党及び
マスコミの強い姿勢に対して政府が正面からの対決
を回避してきたところに問題はあるが、直接には、

安保条約締結当時には存在しなかつた米国の核兵器
(特に戦術核)の拡散体制及びミッドウェーの横須
賀母港化による類質な寄港が主因となつていると見
られる。

3 これに対する対応策としては、日米両国政府の間
で率直かつ突つ込んだ協議を行つて、最終的には「
核の持込み」については事前協議が必ず行われるが、
他方「核の持込み」に該当しない場合は、核を積載し
た艦船の領海通過、寄港それ自体は、原則として事前
協議の対象とならないとの立場を打ち出すほかないと
考えられる。この場合において、決定しておく必要が
ある問題点は次のとおりであり、米國と協議するに当
たつてはこれら諸点の可否につき我が方の最終的立場
をつめておくことが必要である。

(1) 該当しない場合とは、艦船については領海通過及

び寄港である。

(2) 運送中又は寄港中に核兵器を使用する場合は事前協議に係らしめる必要がある。

(3) 寄港は施設区域のみに限定する。

(4) 寄港期間に制約を設ける。

(5) 常時核装備のボタリス潜水艦については、上記(1)の例外とし、領海通過、寄港を認めない。

(6) 核搭載航空機についても上記の例外とし、上空通過、寄港を認めない。

(7) 発生した事故についての米国政府の責任は原潜入港の場合の処理手続に準じた形で処理する。

4 対応策については、米国と、十分な協議を遂げる必要あるべきところ、その結果については、両政府間の了解をなんらかの方式による合意によつて確認すべきか又は政府の一方的解釈の問題として処理す

べきかの問題があるが、安保条約締結の後に進展した新事態に対処するためとの大義名分を懸えて、合意の方式を選択することが妥当と考えられる。

よ 日米間で合意するに至つた責任について、米國が専ら懸かつたとの立場をとることは対米交渉上米國を引き出すことができず、前記の新事態は米國側の事情によるものではあるが、日本側としてもこれに対応する措置をとつてとなかつた責任を有するとの痛みわけの立場をとることが必要である。

木村 大臣
事務次官
官房長

条約局長
条約課長
安全保障課長

1-1 米局長
1-1-1 米局長
1-1-2 米局長

極 秘
無 期 限
1 部 の 内
1 号

三木総理
御読了おみ
(50.1.17)
比村秘書長
御返下

昭49.12.3.

山崎 米局長

フォード大統領訪日の際核問題に関して
行われた会談詳録を別添のとおり可覧し

ます。取敢うれば十分御注意下さい。

別添1. 昭和49年11月19日の田中総理と
フォード大統領才1回会談における核問題
詳録

別添2. 昭和49年11月20日の本村外務大
臣キシンジャ一岡務長官会談における核
問題詳録

別添1.

昭和49年11月19日の田中総理ボード大統領
第1回会談における核問題 詳録

昭. 49. 12. 3.

田中総理: 最後に核兵器の問題については
日本とアジアの平和に必要な重要な柱である。この条約は
一言しただい。日米安保条約は、日本への核

兵器の持ち込みを事前協議の対象としている

が、当時は主として戦略核兵器を頭に

おいていたものと思う。その後戦術核兵器

が非常に発達してきた。核兵器による抑止

カという米国の^に欧州の考え方^には自分として
 は理解できるが、日本では核兵器^に関し
 て過去の経験に基づく特殊な感情^{がある}が^{ある}
 また、~~これを~~^{この}政治的に利用しようとする人々
 が^{いる}。核兵器の持込みの疑惑がわか
 国でやかましく言われるようになったのは、
 ミッドウェイの母港化等を契機とするもの
 である。米国の核の傘の下で、日本の安
 全が保障されているのは事実であるから
 この核の疑惑に対する日本国民の質向
 には米側として^は答えにくいであろうが、~~その~~

かかる日本国民の核兵器に対する敏感な感情

特殊な考案があるのも事実である。この点

は理解していただきたい。野党等から提

起される問題は不毛の議論ともいえる

か。日本政府としては、この政治的課題に

答えるにはならぬ立場にある。これは

ラロック証言以来特に然りである。つ

ては本件につき米側の理解と協力を

得たい。

ポード大統領：日本国民の核兵器に

対する特殊感情については自分も十分承知

している。また、日米安保条約でこの

問題がいかに取り扱われているかという
(familiar with the terms and language of the Treaty)

こともよく知つてゐる。また、この問題が

日本において大きな政治的問題で

あることも十分承知してゐる。自分はこの

問題の解決につき、できるだけ協力し

たいと思う。日米両国政府が協力^し~~する~~

(positive something can be worked out)

れば、必ずや解決策は見出されるもの

と信じる。詳しいことは

・ ^{木村大臣と}

長官と話してもらいたい。何れに

しても、この問題のために日米の特別

な友好関係を害するようなことがあつて

5

はならないと思う。

極 秘
無 期 限
/ 部 の 内
/ 号

野村外務局長

別添え

昭和49年11月20日の

(木村外務大臣・キーンジャー-国務長官
会談における核問題 ~~の~~ 要録

評 昭和49.12.3

(大臣以下、食糧、エネルギー問題との
関連で、日本の安全保障は軍=軍事面に

限らずかかる経済問題にもかかわる
多面的側面を有している)と指摘され

上端を踏する核持込計画

77.3.10.77 評言は、日米間の協力関係

a credibility に問題を投げかけている
ことは事実である。(注:ベルギーに於て)

キーンジャー: 私の持論の一つは、

軍の中で大佐級には優秀な人が沢山

いるが、将官とすると優秀な人は少ない

ことである。スコウロフが補佐官代理は最近
(頭がぼけるいうちに)

中將に昇進した ~~彼~~ 彼の頭脳は大佐
の2倍

並みである。(笑声)

ラロックの「~~この~~」提督は、~~「この~~」

~~La Racque~~

家の中を思い。(La Roque, we could have done without)

大庭: ~~ラロック~~ ~~の~~ ~~意~~ ~~に~~ ~~関~~ ~~連~~ ~~し~~、~~現~~ ~~実~~ ~~に~~ ~~内~~ ~~閣~~ ~~が~~ ~~起~~ ~~り~~、~~こ~~ ~~の~~ ~~内~~ ~~閣~~ ~~は~~、~~こ~~ ~~の~~ ~~国~~

国の政治上 最高レベルの政治的決定
を ~~維持~~ ~~す~~ ~~る~~ ~~に~~ ~~努~~ ~~め~~ ~~て~~ ~~い~~ ~~ら~~ ~~し~~ ~~ま~~ ~~す~~ 今日この場で
重要な問題があるか。

詳細に触れることは適当でない
今後日米の ~~関係~~ ~~が~~ ~~政~~ ~~府~~ ~~由~~ ~~り~~ ~~で~~ ~~話~~ ~~合~~ ~~い~~ ~~を~~ ~~行~~ ~~な~~ ~~す~~

伏見。

キレンジャー: 概してこの日本国民の特殊
な感情 (special sensitivities) は理解

する。率直に言って 作戦上の最少数

必要とする。 ^{いんかの} 条件 (certain minimum operational necessities) がある。これは ^{必要} 不可欠である。

~~これは~~ 西部太平洋地域の安全の脅威がこれより大きい。また、この国 ^の 関与は

一旦先例を作ってしまうと、これが「107-1」で示すような状況に陥る可能性がある。

(unmanageable) という問題もある。

しかしながら、米国の場合、日本国民の特殊感情を最大限考慮に入れるべきだと述べている。 (We will go to the absolute limit of taking your special sensitivity into account.)

今日の二の会談が詳細にわたって話し合う最高の機会である。

々

の発言には同感であり、今後日本側より
ワシントンに誰かを派遣するか、あるいは、

米側側より誰かが東京に率て訪合うこと
には如何かと思ふ。

大臣： 日本国民の特殊な感情を理解
してゐる点にこの点は appreciate する。

今日二の節ではこれ以上お話しすることは
避けたい、貴長官の示唆は多とする。

(内政自由で訪合うことにはこの

こと、本問題はわが国の国内政治上
最高の政治的決定を要する問題で

是れを^は申し上げたい。

キッシンジャー： 今迄本問題を日本政界^が
主張に (in a statesmanlike

fashion). 処理にこれに appreciate する。

(会談の終了に及び) 対ソル説明
びやを打合せし。木村大臣より。核
持込込は問題に於ては、当方より日本国民
の特殊な感情を説明して ~~核~~
首を述べ
今後二の問題を特に両政府間
に於ての話し合いを行わねばならぬ
と述べた。安保条約の運用に於
~~ては~~ ~~今後~~ ~~も~~ ~~の~~ ~~話し~~ ~~合い~~ ~~は~~ ~~行~~ ~~わ~~ ~~れ~~ ~~ば~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ぬ~~
核の問題に於ては、
7月7日 - 7月10日 - 7月11日 - 7月12日
対ソル説明。安保条約の運用に
関する話し合いの枠内
に於ては、
異存は無い。本問題に於ては、米側同行
記者団は余り突進し、米側は、

6

在京米人記者はやはり2週間未満に2
葉子も知らないと述べている)



(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 暗	※ 総第 1224 044-04
※ 第 / 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 49- 12 24 15- 08	
新内連絡	大至急・ 至急 ・普通・LTF	※ 発電係 新

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリ力局長 安全保障課長	主管局部課(室)名 米 局長 起案 昭和49年12月22日 起案者 217 電話番号 2476
--	------------------------	--

協議先
下 条約局長
下 条約課長

在 米 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて 官次 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 (新内連絡)

東郷事務次官上

17日付貴電部内連絡の件

核兵器禁止の問題、
御意何れに 従来日米の線が知らぬこととなつた

策を改め得る情勢の存在を(2) 御参考まで、

要知書信。

(昭和四二七一 改正)

極 秘
無 期 限
5 部 の 内
2 号

事前協議問題に関する宮次大臣ホドソン米
大使会談要旨

昭50. 3. 19

アメリカ局長 *ア*

3月18日午後、協議のため一時帰国するホドソン
米大使が宮^次大臣を米訪会談した際、安俣幸

約における事前協議)問題につき要旨次のとおり話し
合いが行われた(山崎アメリカ局長及びペトリ—
等事(同席)。

1. 宮^次大臣より事前協議問題に関する昭43.4.25
付日本政府見解(所謂藤山マーカーサ一口頭了解)

(別添1)

の英訳文を示して、国会における審議の模範を説明
するとともに、自分のこゝを読み上げるから、貴大使は

天氣の話をもしして、その内容に異議を唱へないでほしい

たい旨述べらるゝ。

2. 此れに対しホドソン大使は本件文書の内容につき米政府
府~~府~~持~~持~~異議があるわけは無いが、この際、米政府
と~~と~~して

の考え方を説明し、いとして次のとおり述べた。

「米政府は、核問題の南朝日本の sensitivity を
十分理解しており、事前協議が無い以上核の持ち込み
なし」との日本政府の説明振りに協力してきた。しかし
米政府の内部には核の transit^{トランス}につき日本政府は
同意を与えている(米内部では ^{トランス} ~~grant~~ agreement と呼ば
れている)と信じている者が多くあり、日本政府当局者の
屢次の国内向け説明のいざらに感じている者も少なくない。
日本政府が「持ち込み」(introduction)につき ambigui-
ties を継続的に認め、両国政府間には「secret
disagreement」をカバーしていることは承知しているが、

種々の incidents を直に 問題が 絞る pinpoint
さ小つつあり。中々中々 絞る部分 (zoom) は大

きくない。このまま事態を放置すれば、何かのキッカケ
で 真実が 暴露 される (例えば 半側の責任ある地位
ることと予想される)

れあつた人が 議会に 宣誓の下での 証言を 求められ。
例え 秘密会 に行われども、事実が 減る等の 事態が

(その際には)
考えられる) 日本 政府が 同意を 与えなかつ、日本 国民
に 隠して いたか 又は 半同政府が 日本 政府を 国民

を 欺いて 事なかの いさ ぬか と 受け取られる であろう。
かかる 事態は 安保条約の 根幹を ゆるがし、米のア
シアン 政策の 信頼 崩壊を 悪化させ、更に

シアン 政策の posture に 非常な 悪影響を 及ぼす であろう。
従つて、当面 ambiguities を 維持 することは

があることは 理解 せし、また 協力を 用意 する 必要
他方、両国の 関係者が 一緒に 坐つて (sit down

Together) ~~は~~ 時間的制約を抜くす、また
 一定の前提なしに (昨年10月頃日本政府が
 検討した試案を基礎とすることなくともよい)
 自由に且つ全く confidential に話し合う必要
 があると考える」

3. これに対し、喜沢大臣は、自分は就任直后、この問
 題を知り、三木総理とも協議したが、結論は
 現在の政策は到底変更できぬということであった。

(昨回は激しい反発を呈し)
 日本政府が現在の核政策の修正を所望すれば、米
 艦船の横須賀、佐世保への入港は物理的
 に阻止され (原子力艦「むつ」の例)、米海軍
 の基地として全く使用できなくなるであろう。結局

の政策
 現在の ambiguities を維持する外なく、ついでに
 (別添2の Talking paper を手交し)、この点につき

5

assurances を与えるから、前記の昭43.4.25
付ペーパーの内容につき no objection を

いつてほしいと述べたこと (山崎より米側回答が
遅延すると疑惑を抱くおそれがあり、またいつ質問
が出るか分らないので、なるべく早く回答を欲しい
旨付言した)。

4. ホドソン大使は、日本政府の直前目前の
問題は了解したので、帰国直ちに本国政府と

協議してできる限り早く回答することといえたい
が、先程申し上げた長期的問題については十分

御検討願いたいと述べた。

5. このうち、宮沢大臣は、御趣旨は了解した

ので、検討することといえたいと述べたこと(会談を終了)。

SECRET

1. Against the background of what has taken place in the Diet since Admiral La Rocque's statement last fall, the Japanese Government has been compelled to promise to receive confirmation of the U.S. Government of the so-called Fujiyama-McArthur Understanding, as given in the statement of the Government of Japan of 1968.

2. We are well aware that there is a thorny problem involved in the afore-mentioned Understanding and that its solution is not by any means easy. In this connection, I should like to tell you that the Japanese Government does not intend to change the present policy of maintaining ambiguities for some time to come.

3. It is understandable that your Government feels concerned with our related statements made recently. I take this opportunity to offer to you my assurances that there is not any change in the said policy as was already explained to your Embassy by my officials. I strongly hope that your Government will, on the basis of my assurances, confirm as expeditiously as possible that the United States Government raises no objection to the contents of 1968 statement.

本件は通般山崎とシラス公使と交換し
際、山崎が、両者が現職を去る前に、この内
に、向在米大の理解をとり、おとあせらせてお
旨要請し、この「シラス」公使は、文部は渡
り、おとあせらせし、旨約し、8月29日未
に、おとあせらせらる(山崎)

アメリカ局長 *Fy*
参事官
安全保護課 *17*

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

右邊に、
の記録ととも
有田始(ト)五三九(五)及
高島(外)五三六(二)
に、八月十日、中島、
シラス公使、
八月十日、中島、
シラス公使、
八月十日、中島、
シラス公使、

核持込み問題 = 712.
52. 8. 29. 米保長
8月29日、シラス前駐日米公使の
シャーマン公使とともに山崎米局長を来訪
し(米保長同席)、標記の問題 = 712
の米政府の考え方を説明するとともに
意見と交換した。右内容次の
通り。
1. シラス公使より、現在の米政府
の立場を次の通り説明した。(マンス
口頭2)
大使にもこの通り説明した由)
"The United States considers that
the problem of nuclear weapons on
naval vessels entering the Japanese
waters or ports would not constitute

極 秘
無 期 限
部の内
2 号

"introduction into Japan" of nuclear weapons and would not be subject to prior consultation under security arrangements.

We have this position on our interpretations of paragraph 2 c of the classified records of discussions, January 6, 1960, which reads in part "Prior consultation" will not be interpreted as affecting present

procedures regarding [redacted]

[redacted]

[redacted] the entry into Japanese waters and ports by United States naval vessels ... "

極 秘
無 期 限
部 の 内
行

As a result of Diet ~~statements~~ ^{statements} which
~~by~~ contradicted our interpretations,
seemed to

Ambassador Reischauer raised this
subject with Foreign Minister Ohira in
1963, in which time Ambassador Reischauer
~~explicitly~~ explicitly stated our
interpretations. On that occasion,
Mr. Ohira did not challenge our
interpretations, nor has the Japanese
Government done so anytime since.

Despite the contradiction in
public statements that the entry
into the Japanese territorial ^{waters} waters
for any reason of a naval vessel

極 秘
無 期 限
部の内 付

carrying nuclear weapons would
require prior consultation, we

understand the Japanese Government
positions as expressed to us

privately by the Foreign Office
to be as follows:

a) The Japanese Government is fully
aware of the United States'

interpretations of prior consultation
arrangements and of its

implications for ~~vessels~~ visits by
naval vessels which hypothetically

might be carrying nuclear weapons.

b) The Japanese Government has

極 秘
無 期 限
部 の 内
子

never agreed with the United States
interpretations and, if necessary,

would be forced to deny publicly
any assertion to the contrary.

c) The Japanese Government has never
challenged the United States interpretations

and does not intend to do so;
It also does not intend to ask

the United States to change our present
arrangements.

d) The Japanese Government does not
intend to ask the United States to

associate itself further with the
Japanese Government elaborations.

their present
arrangements
implications
by politically
does not
intend
likely

GA-6

外務省

極 秘
無 限
部の内
6号

concerning this aspect of prior
consultation"

2. 以上に対し、山崎局長より、
とり及之方の新付きの事とす。

(1) 非公開合意議事録のパラグラフ
2C ~~項~~に關するこのように米側の

解釈については、1960年の安保改訂
交渉時において日本側は何等

知らずと承知しなかったこと及び ~~(註)~~

(2) 日本側は米側に対しかゝる

米側の解釈を公表しないうちに
求めた米側あり米側もその中に
従来

承知した事とす。米側の今後

極 秘
無 限
部の内
7号

ともかゝる姿勢を堅持するものと
信じている

旨述べた。
なかに対し ^{前公使} ジェスミスは、1960年の

安保交渉直時に日本側にかゝる米側の
解釈を承知していなかったことは

その通りであり、自命の誤り述べたとするで
米側にあつては、この解釈について日本

側に説明しようとする形跡は
ない旨述べた。また、ジェスミス公使は

米側の解釈の公表の可能性について、
全く反論の余地もない程に明白な

証拠を出して下さったことな
極端に起り得るような状況下には
(very unlikely circumstances)

極 秘
無 期 限
部の内
番号

おのれ字「限り」米政府としては
かゝる解釈を叫ぶことには同意
はなす旨述べるとともに、全く反論
の余地がないという旨証拠を出した
という場合には日本側からこの従来
からの立場と表明したとあるが
米側としては (イ) 米側は落度があった
という立場をとるか、(ロ) 自からの
立場を守るかの「すべからず」たるべき
途は無く、~~「すべからず」~~「せよ米政府
の途をとる」として極めて難しい立場におか
れらるることになると述べ、かゝる場合
には日本政府において何等かの
立場と表明する前に米政府と協議

9.

しとらうことか 必要である旨付言した。

3. 上記に関連して シヤ-マン公使より
米政府の核兵器の存在について

肯定も否定もしないとの政策をとるに
限りて方針問題はないと思ふ旨述べ

とと申に、ラロウ事件の際に、ヒカソール
國務長官代理の表明した米國政

府の見解については、その中にある

"... the ^{pledge} contained in paragraph 2 of
the Abo Eisenhower-Kishi Communique and
the assurances given in paragraph 8 of
the Nixon-Sato communique as well as
the statement in Secretary Rogers's letter
... of 15 May 1952, have been and will
continue to be faithfully honored."

この文言中の "pledges" 等は、上述の米國の
解釈も含むものとする

極 秘
無 期限
部の内
号

この条 シヤ-マン公使は
obligations といふ
とらう

是等なる
表現を用いたか
たつて又言は

GA-6

省

極 秘
無 期 限
部 の 内
10 号

[Redacted text]

旨付言した。

4. エーリス前公使より、1960年当時
非公開議事録のパラグラフ2Cの表現

に米側が与えている重要性と日本
側の理解しているのか否かについて

米側には多少程度の疑念があった。
ことば事実であり、すなわち日本側には

この点についての理解を求めたため
努力が行われていたことと事実上

あり自述した。
すなわち、エーリス公使は、1963年に

極 秘
無 期 限
詳 の 内 号
11

日 本 政 府 の 公 式 発 言 に 米 側 の 解 釈
と 明 ら か に 矛 盾 有 る 点 が 有 っ た の 為
ライシャワー 大 使 の 大 平 大 臣 に 米 側 の
解 釈 と 対 峙 し 述 べ 同 大 使 は 大 平
大 臣 の 米 側 の 立 場 を 了 解 し た と 考 え
た 経 緯 が 有 る 。 現 在 は 自 合 等 は
今 頃 正 確 だ と 考 え て い る (We now
understand this was not the case) と
述 べ た 。
さ ら に 江 入 公 使 時 江 入 大 使 の
小 笠 原 ~~公使~~ に 向 け 様 中 心 時
の 牛 嶋 次 官 に 対 し 米 側 の 解 釈 を
説 明 し た の に 対 し 牛 嶋 次 官 は 日 本
側 の ~~経 緯~~ 米 側 の 解 釈 の 是 非 を
(外 務 省 272)

極 秘
無 期 限
部 の 内
12 号

向うに (challenge) として、以上
米側から、この解釈をとって、
この「と」の趣旨の、反事とした経緯の
ある旨を述べた。

5. このスミ^前合使用は、上記1の若くは
在京米大使館の見解であり、この見解
は、国務省の外に出してはならない。国防省
に付しては、この見解の解釈について
日米間には意見の一致がない (there is
no agreement) 旨を説明してある旨述べた。

6. 小崎局長より、かつ、^{太平洋軍司令部の} 加行一提督
より、米側としては、実際には核兵器の
搭載万の艦船^{の数}を減らして行く方向に
ある旨を述べたことである旨を伝えた。

極 秘
無 期 限
部の内
13号

と向うにのに対し、ワシントン公使より
その事 [redacted] カサジ-提督の個人的

な見解があり、実際にはその通りなっている
かどうかに知らせたい旨を旨述へた。

7. 山崎局長より上記の米例は
艦船に属するものか4点と~~した~~したの
(管)

に対し、ワシントン公使より航空機
の問題については [redacted] 論議の

対象に当たらないことは日本を
通過する航空機の核兵器を搭載

してはどうかと尋ねる。復答の
問題としてもその可能性は否

旨述へた。

8. 米保長より、核兵器の存在について

極 秘
無 期 限
部の内
14 号

肯定も否定もしないという政策の再検討の対象に当たると承知している。

再検討の結果は同じように当たるか、と同じように行われ、シームレスに公使館。

この問題について、国務省と国防省の両方検討は必要である。米政府（中略）

として正式に再検討したことは、~~中略~~ ~~中略~~ 中略

キーンシー-国務長官は、核兵器の存在と肯定も否定もしないという政策

を再確認 (reaffirm) した。 ~~中略~~ ~~中略~~ ~~中略~~ 中略

の動きは中略を述べた。

中略。シームレスに公使館は、米比基地協定

極 秘
無 期 限
評の内
15号

については、核兵器の問題及び日米
地位協定への波及の可能性について
米側内部で

十分注意を払う方針と講じてあり
スパンヒの場合の様な問題を生ずる

お是れを旨と旨述べる。

9. 米局長より、上記1.の米側の解釈

については、日米側両方で検討の上、^要それ
が、~~米側~~米側

に伝ふこととしたい旨述べる。組合と記す。
要旨は、本件と tacit disagreement の

~~状態~~

状態においしおし、^{外は無いと考える旨}
付言した。二つに対し、二つに二つを以て、
前

二つに二つを以て、個人的には同意見と
旨述べる。日米側の~~解釈~~以外に、
米側解釈については、(旨付言した。)